

たち かわ し
立 川 市

だい じ た ぶ ん か きょうせい すいしん ぷ ら ん
第4次多文化共生推進プラン



れい わ ねん
令和2(2020)年

たち かわ し
立 川 市

目次

第1章	立川市第4次多文化共生推進プランの趣旨	1
1	策定の背景	1
2	プランの位置づけ	3
3	計画の期間	4
4	策定の経過	4
第2章	立川市の現状と課題	5
1	立川市在住外国人市民の状況	5
2	市内の主な関係団体の状況	8
3	立川市在住外国人意向調査結果から見る課題	9
第3章	プランの概要	12
1	ビジョン(目指すべき将来像)	12
2	施策の体系	13
第4章	取組項目	15
1	具体的な取組項目	15
I	外国人市民のコミュニケーション支援	15
II	外国人市民の生活支援	22

Ⅲ	たぶん かきょうせい ちいき 多文化共生の地域づくり	28
Ⅳ	たぶん かきょうせい すいしんたいせい せいび 多文化共生の推進体制の整備	33
しりょう 資料		36
1	たちかわしざいじゅうがいこくじんいこうちようさけっか ばっすい 立川市在住外国人意向調査結果（抜粋）	36
2	たちかわしだい じ たぶん かきょうせいすいしん ぶ ら ん けんとうかいぎせつちようこう 立川市第4次多文化共生推進プラン検討会議設置要綱	43
3	たちかわしだい じ たぶん かきょうせいすいしん ぶ ら ん けんとうかいぎいいんめいぼ 立川市第4次多文化共生推進プラン検討会議委員名簿	45
4	たちかわしだい じ たぶん かきょうせいすいしん ぶ ら ん けんとうかいぎかいぎについて 立川市第4次多文化共生推進プラン検討会議会議日程、 かいさいばしよおよ おも ぎだい 開催場所及び主な議題	46
5	たちかわしたぶん かきょうせいぎようせいすいしんかいぎようこう 立川市多文化共生行政推進会議要綱.....	48
6	たちかわしたぶん かきょうせいぎようせいすいしんかいぎかいぎについて かいさいばしよおよ おも ぎだい 立川市多文化共生行政推進会議会議日程、開催場所及び主な議題.....	50

1 策定の背景

たちかわし たいしょう ねん かいせつ たちかわひこうじょう しょう わ しょき がいこくき ひらい
立川市は、大正11（1922）年に開設された立川飛行場に昭和初期から外国機も飛来するなど、
こくさいせい ほう が はや み せんご べいぐん たちかわ き ち しんちゅう き ち
国際性の萌芽は早くから見られていました。戦後、米軍が立川基地に進駐し、「基地のまち」としての
れきし あゆ
歴史を歩んできました。

しょうわ ねん たちかわ き ち ぜんめんへんかん ほんし ちゅうおうぶ い ち こうだい き ち あとち りょう
昭和52(1977)年に立川基地が全面返還され、本市の中央部に位置する広大な基地跡地を利用し
て、しょうわ ねん こくえいしょうわきねんこうえん けんせつ はじ へいせい ねん き ち あとちかんれん ち く
昭和55(1980)年には国営昭和記念公園の建設が始まり、平成6(1994)年には基地跡地関連地区
しが い ち さいかい はつじぎょう せかい ちよめい あー てい す と あー とさくひん がいくない はい ふ あー れ
市街地再開発事業により、世界の著名アーティストによる 109 のアート作品を街区内に配したファーレ
たちかわ よ し が い ち おー ぶん
立川と呼ばれる市街地がオープンしました。

あめりかがつしゅうこくかりふおるにあしゅうさんばーなでいのし しまいしていけい とうきょうと くしちょうそん
また、アメリカ合衆国カリフォルニア州サンバーナディノ市との姉妹市提携を、東京都の区市町村
はじ しょうわ ねん ねん がつ にち おこな しょうわ ねん がつ けつせい たちかわし
では初めて昭和34年(1959年)12月23日に行っています。昭和35(1960)年1月に結成された立川市
しまいし いいんかい へいせい ねん がつ たちかわ さんばーなでいのしまいし いいんかい かいしやう じっし はけん
姉妹市委員会(平成7(1995)年4月、立川・サンバーナディノ姉妹市委員会に改称)の実施する「派遣
こうこうせいこうかんじぎょう ほんし かずおお こうこうせい さんばーなでいのし おとず せんぼう
高校生交換事業」により、本市から数多くの高校生がサンバーナディノ市を訪れるとともに、先方から
たすう こうこうせい う い こうりゅう しゅうねん むか はけん こうこうせい めい こ
も多数の高校生を受け入れてきました。その交流は60周年を迎え、派遣された高校生は200名を超え
ました。しまいし こうりゅう あいてし ゆうこうしんぜん そくしん せいしやうねん こくさいいしき たか
こうした姉妹市交流は、相手市との友好親善を促進するとともに、青少年の国際意識を高め、
こくさいじん かつやく う じんざい いぐせい き よ
国際人として活躍し得る人材の育成に寄与してきました。

いっぽう ちほうじちたい ねんだいこうはん ちいき うち こくさいか すいしん ねんだいなか
一方、地方自治体は、1980年代後半から地域の内なる国際化を推進してきましたが、2000年代半ば
ちいきしやかい へんか たぶんかきょうせい きーわーど たぶんかきょうせいしやかい じつげん すいしん
から、地域社会の変化とともに「多文化共生」をキーワードにして多文化共生社会の実現を推進する
ようになってきました。

たちかわし へいせい ねん たちかわしこくさいかすいしんいんかい かいさい たちかわし ちいきせい ふ
立川市では平成13(2001)年より「立川市国際化推進委員会」を開催し、立川市の地域性を踏まえた

どくじ ぶらん けんとう かせ へいせい ねん ねん がつ そうむしょう さきが たぶんかきょうせい
独自のプランづくりについて検討を重ね、平成17年(2005年)3月に総務省に先駆けて「多文化共生」

ことば と い ねん けいかくきかん たちかわしたぶんかきょうせいすいしんぶらん さくてい ご
という言葉を取り入れ、5年を計画期間とする「立川市多文化共生推進プラン」を策定しました。その後、

へいせい ねん だい じ たぶんかきょうせいすいしんぶらん へいせい ねん だい じ たぶんかきょうせいすいしんぶらん
平成22(2010)年に第2次多文化共生推進プラン、平成27(2015)年に第3次多文化共生推進プランが

さくてい
策定されています。

へいせい ねん がつ たちかわしたぶんかきょうせいとしせんげん おこない こくせき みんぞく こと
そして、平成28(2016)年12月には「立川市多文化共生都市宣言」を行い、国籍や民族などの異なる

ひとびと ぶんか たが そんちよう きょうせい ちいきしやかい じつげん め ざ せんげん
人々が文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現を目指すことを宣言しました。

たちかわしたぶんかきょうせいとしせんげん 立川市多文化共生都市宣言

わたしたちは、こくせき みんぞく ぶんか たが そんちよう きょうせい ちいきしやかい じつげん め ざ
国籍や民族や文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会の実現を目指して、
ここにたちかわしたぶんかきょうせいとしせんげん
ここに立川市を「多文化共生都市」とすることを宣言します。

- おも ところ も たが ぶんか りかい そんちよう
1 思いやりの心を持って、互いの文化を理解し尊重します。
- こくさいてき し や も きょうりよく たぶんかきょうせい
1 国際的な視野を持ち、みんなで協力して、多文化共生のまちをつくれます。
- ちいきしやかい いちいん えがお こうりゅう
1 とともに地域社会の一員として、笑顔で交流します。
- き も ひと ぶんか う い たぶんかきょうせい わ
1 やさしい気持ちで人や文化を受け入れ、多文化共生の輪をひろげます。

へいせい ねん がつ にち たちかわし
2016(平成28)年12月19日 立川市

2 プランの位置づけ

本プランは、「立川市第4次長期総合計画後期基本計画(令和2(2020)年4月から令和7(2025)年3

月)」の施策11「多文化共生の推進」に基づく個別計画として策定をします。「多文化共生の推進」

施策を実施するため、「多文化共生意識の向上と多様な文化の理解」及び「外国人が住みやすいま

ちづくり」を基本事業としています。

立川市第4次長期総合計画(平成27(2015)年度～令和6(2024)年度)

将来像：にぎわいとやすらぎの交流都市 立川

後期基本計画(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

都市像：育ちあい、学びあう文化の香り高いまち

政策：子ども・学び・文化

施策：多文化共生の推進

個別計画

たちかわしだい じ たぶんかきょうせいすいしん ぷ ら ん 立川市第4次多文化共生推進プラン

(令和2(2020)年度～令和6(2024)年度)

令和2(2020)年度は、第4次長期総合計画と同様に、福祉・保健や環境・安全

等分野で多くの個別計画がスタートします。第4次多文化共生推進プランもそのひとつです。

関連計画 立川市第4次地域福祉計画

3 計画の期間

令和2(2020)年4月から令和7(2025)年3月までの5か年計画です。

4 策定の経過

・平成17(2005)年3月

「立川市多文化共生推進プラン」を策定しました。

・平成22(2010)年5月

「立川市第2次多文化共生推進プラン」を策定しました。

防災の意識の高まりから、外国人に対しての情報提供に関する取り組みが重点として取り入れることになりました。

・平成27(2015)年6月

「立川市第3次多文化共生推進プラン」を作成しました。

外国人市民が増加し、多文化共生推進の重要性が高まったことと、令和2(2020)年に東京でオリンピック・パラリンピックが開催されることになり、ますます日本に訪れると予想されることから、関連事業をプランに反映させることとなりました。

・令和2(2020)年6月

「立川市第4次多文化共生推進プラン」を策定しました。

「外国人市民」とは、一般的に本市に生活拠点を有する外国人を表しますが、本プランにおける「外国人市民」には、日本国籍を有しない人に加え、すでに日本国籍を有している外国にルーツを持つ人も含みます。

第2章 立川市の現状と課題

1 立川市在住外国人市民の状況

本市に住民登録をしている外国人市民数は、令和2(2020)年1月1日現在4,598人、総人口の約

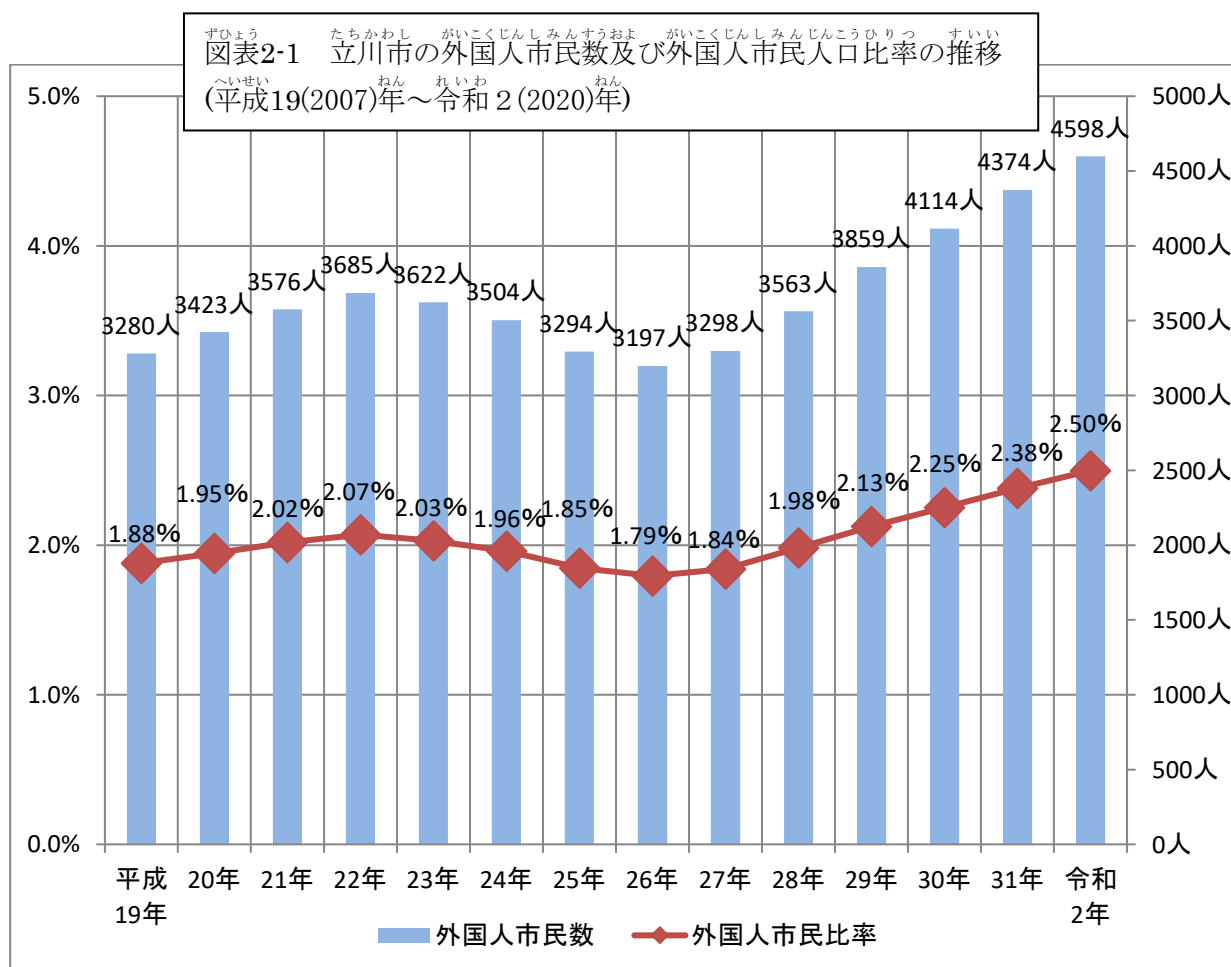
2.50%です(図表2-1)。日本全体の外国人の割合は 2.09%(平成31(2019)年1月1日現在)となってい

ます。平成22(2010)年まで増加傾向だった外国人市民数は、その後減少傾向にありましたが、平成

27(2015)年には再び増加に転じています。

平成31(2019)年4月には「出入国管理及び難民認定法及び法務省設置法の一部を改正する法律」

が施行され、今後も外国人市民の増加が予想されます。



*) 各年1月1日現在。

※) 平成24(2012)年以前は、外国人登録による外国人市民数、平成25(2013)年以降は、住民基本台帳による外国人市民数です。

本市の外国人市民数を国籍別に見ると、中国(台湾を含む)が 2,138人と最も多く、次いで韓国・

朝鮮、フィリピンの順となっています(図表2-2)。国籍数は 68 です。

図表2-2 立川市の主な国籍別外国人市民数の推移(人)

国籍	中国	韓国・朝鮮	フィリピン	ブラジル	米国	ベトナム	ネパール	その他	計
H22	1,666	1,000	330	160	122	-	-	407	3,685
H27	1,556	792	307	67	109	-	-	467	3,298
R2	2,138	861	404	76	139	300	177	503	4,598

※) 各年1月1日現在。

※) 平成22(2010)年は外国人登録による外国人市民数、平成27(2015)年以降は住民基本台帳による外国人市民数です。

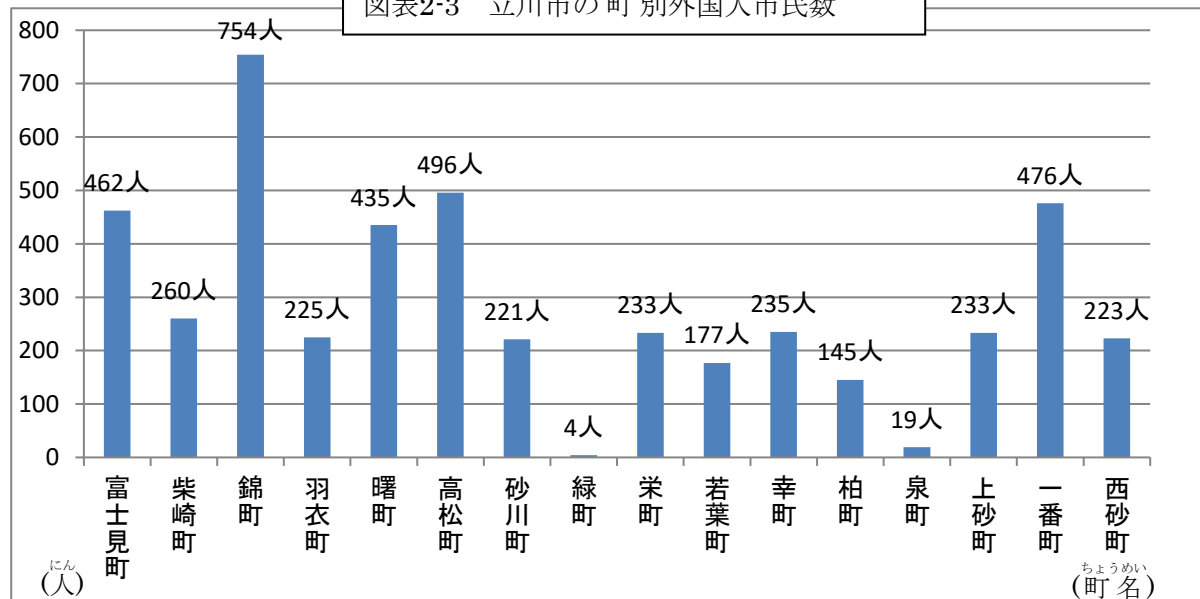
※) 前ブラン以降、ベトナムとネパールの人口が増えたため表に追記しました。

本市の町別外国人市民数は図表2-3の通りで、錦町・高松町・曙町等の立川駅周辺の町に多く

の外国人市民が居住しています。これら以外では、市北西部の一番町や南西部の富士見町が集住

地区となっています。

図表2-3 立川市の町別外国人市民数

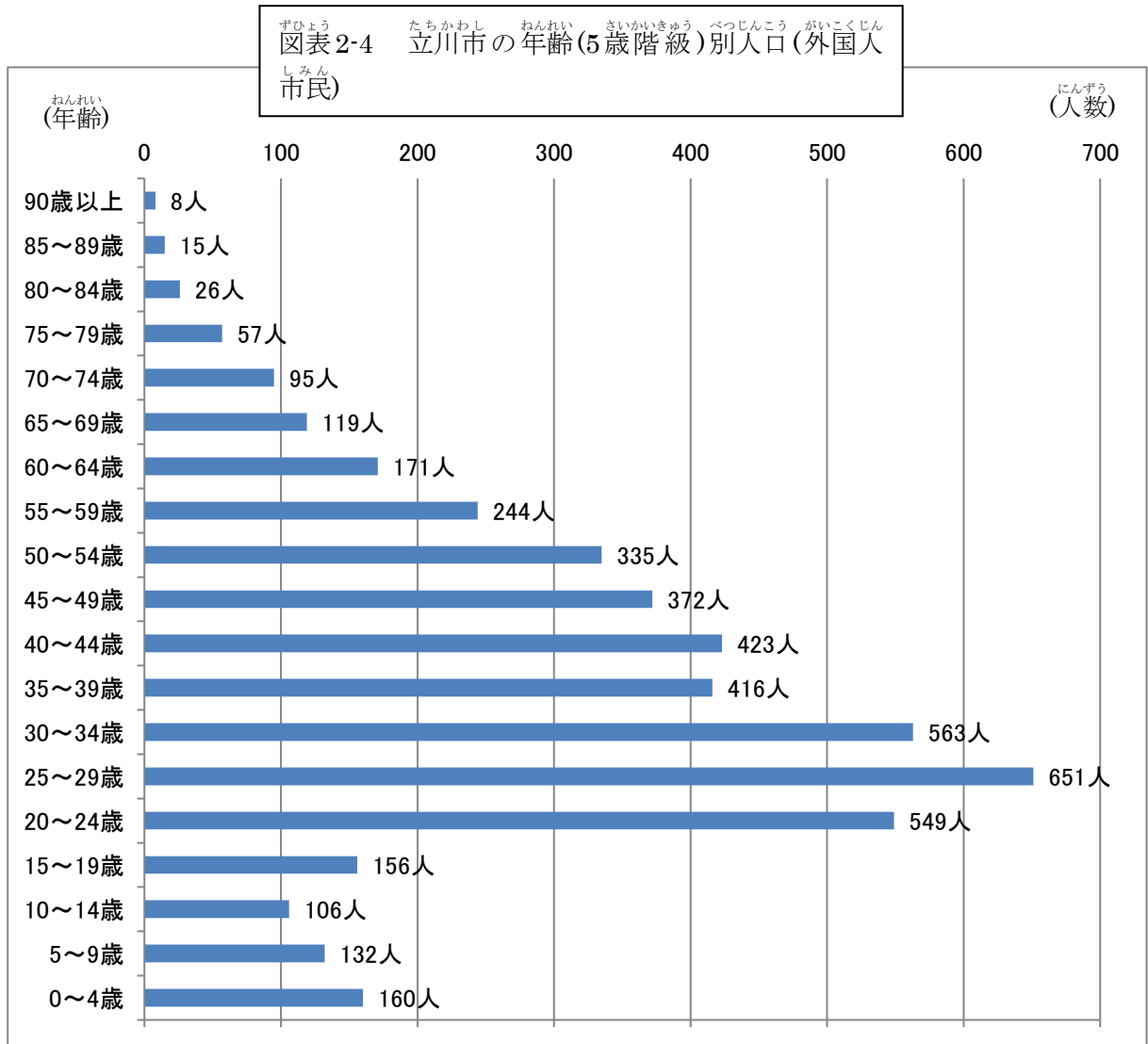


※) 令和2(2020)年1月1日現在。

ほんし れいわ ねん がつ にちげんざい ねんれい さいかいきゅう べつじんこう がいこくじん し みん ずひょう
本市の令和2(2020)年1月1日現在の年齢(5歳階級)別人口(外国人市民)は、図表2-4のとおりです。

ろうねんじんこう さいいじょう にん ぜんたい せいさんねんれいじんこう さい さい にん ぜんたい
老年人口(65歳以上)は 320人で全体の 7.0%、生産年齢人口(15歳から 64歳)は 3,880人で全体の

ねんしょうじんこう さい さい にん ぜんたい
84.3%、年少人口(0歳～14歳)は 398人で全体の 8.7%です。



＊) れいわ ねん がつ にちげんざい
令和2(2020)年1月1日現在。

2 市内の主な関係団体の状況

市内では、前述の「立川・サンバーナディノ姉妹市委員会」のほか、さまざまな国際交流団体が活動しています。

平成3(1991)年12月に外国語ができるボランティアが結集し、平成4(1992)年4月に外国人に日本語習得の支援を行うグループとして「立川国際友好協会」が発足しました。市は同協会に、本市の多文化共生推進事業の一つとして「外国人のための日本語教室」を委託し、木曜日の午前中は柴崎学習館で、土曜日の夜間は柴崎学習館と西砂学習館で、同教室を開催しています。外国人が日本で日常生活を送る上で、特に言葉の壁が問題になっており、日本語教室は欠かすことのできないものと言えます。今後も継続した活動が期待されます。

また、平成13(2001)年4月には「たちかわ多文化共生センター」が創設され、市は同団体に外国人市民等の日常生活における悩み等に応じる相談窓口、多言語情報提供事業、多文化共生の意識啓発事業等を委託しています。平成14(2002)年10月に同団体は特定非営利活動法人となり、市民の国際意識の醸成と国際理解促進による地球市民育成を目的に掲げ、交流、情報、相談の拠点となるよう、共通の目的をもつ市内の各団体とのネットワーク化を視野に入れた活動を行っています。

そのほかにも立川市内では、地域における民間国際交流団体が活動しており、これらの団体相互の交流と連携による、多文化共生に向けた積極的な活動が期待されます。

3 たちかわしざいじゅうがいこくじんいこうちょうさけっか み かだい 立川市在住外国人意向調査結果から見る課題

本プラン策定のための基礎資料として、在住外国人市民の生活上の問題点等を把握し、立川市の多文化共生施策に反映させ、外国人等が暮らしやすいまちづくりを目指すことを目的に、平成30(2018)年度に立川市在住外国人意向調査を実施しました。

調査結果から、以下のような傾向や課題が見えてきました。調査結果のデータは図表として、資料1(36ページ以降)に示してあります。

● 【日常生活に関する情報をどこから得ているか(38ページ図表資-6を参照)】

「日本人の友人・知人(33.5%)」「家族(32.5%)」「テレビ・ラジオ番組(29.9%)」「日本人以外の友人・知人(25.8%)」「日本語のサイト(24.2%)」の順に多くなっています。「日本人の友人・知人(33.5%)」「日本人以外の友人・知人(25.8%)」が多くなっていることから、口コミによる情報収集が多いことがわかります。また、「市報 広報たちかわ(22.7%)」が前回より 6.3 ポイント減少しましたが、「市役所などで入手するパンフレット類(16.5%)」「立川市ホームページ(16.0%)」がそれぞれ 3.4 ポイント、7.8 ポイント増加しており、多言語化を進めたことの効果があったといえます。広報たちかわは文字数に限度があるため、より情報量の多い媒体などの利用が増えたと考えられます。

● 【どのような情報が必要か(39ページ図表資-7を参照)】

「医療・病院の情報(40.7%)」「市の案内(37.1%)」「日本語学習の情報(34.0%)」の順で多くなっています。「生活のルールについての情報(33.0%)」「行政サービスの情報(32.5%)」と回答している人もおり、生活面や行政の情報提供が求められています。

●【^{ちいき}地域の^{かつどう}どのような活動に参加したいか(39ページ図表資-8を参照)】

「^{しゅみ}趣味や^{すぽーつ}スポーツの^{かつどう}活動(45.4%)」が最も多く、次いで「^{ぼこく}母国の^{ぶんか}文化を^{ひろ}広めるための^{かつどう}活動(24.2%)」の順となっています。

一方で「^{いっぽう}地域の活動についてよく知らない(26.3%)」も多く、^{おお}地域と^{ちいき}隔絶されている^か可能性がありま

す。

●【^し知っている^{ぎょうせい}行政サービスや^{せいど}制度は何か(40ページ図表資-9を参照)】

「^{けんこうほけん}健康保険(68.0%)」「^{ねんきん}年金(48.5%)」について知っている人が多くなっていますが、「^{けんこうほけん}健康保険」

「^{ねんきん}年金」については^{にほん}日本に^{ていちやく}定着していくためにはとても重要な^{じゅうよう}制度であるため、^{しゅうち}周知を^{てつてい}徹底していく

^{ひつよう}必要があります。また、「^しいずれも知らない」人が^{ひと}12.4%います。^し市の^{ぎょうせい}行政サービスや^{せいど}制度が^{がいこくじん}外国人

^{しみん}市民にも^{とど}届くようにする必要があります。

●【^{ぎょうせい}行政サービスの中で^な立川市に^{ようぼう}要望したいことは何か(41ページ図表資-10を参照)】

「^{せいど}制度や^{さーびす}サービスを^{そうごうてき}総合的に^{たげんご}多言語で^{じょうほうていきよう}情報提供(44.3%)」が最も多く、次いで「^{しんせい}申請・^{とどけ}届出書類

や^{つうちぶんしょ}通知文書などの^{たげんご}多言語化(42.3%)」「^{がいこくじんじゅうみん}外国人住民と^{にほんじんじゅうみん}日本人住民との^{こうりゆう}交流や^{そうごりかい}相互理解の^{きかい}機会の

^{ていきよう}提供(38.7%)」「^{がいこくご}外国語で^{たいおう}対応できる^{しよくいん}職員を^{ふやす}ふやす(33.0%)」の順となっています。

●【^{たちかわし}立川市の^{ぎょうせい}行政サービスの^{じょうほう}情報をどのように^{はつしん}発信してほしいか(42ページ図表資-11を参照)】

「^{しほう}市報 ^{こうほう}広報^{たちかわ}たちかわ(37.6%)」「^{たちかわし}立川市^{ほーむ}ホームページ(37.6%)」が最も多く、次いで「^{しやくしょ}市役所など

^{にゅうしゅ}で入手する^{ばんふれっとるい}パンフレット類(29.9%)」の順となっています。

●【^{さいが}災害などの^{きんきゅう}緊急時について^{ふあん}不安はあるか】

「ある(69.0%)」と70%近くの外国人が不安を感じています。

●【地域の避難場所を知っているか】

「知っている(57.1%)」で、知らない外国人が40%強います。不安を感じている外国人の割合から考えると、知らない割合が多いのは、防災マップなどの緊急時の資料の多言語化が進んでいないからかもしれません。

●【子どものいるまたは子どものいた人の場合、日本の小学校・中学校に要望したいことは何か(2ページ図表資-12を参照)】

「進学・就職など進路指導の充実(32.4%)」が最も多く、次いで「母語ができる補助教員の充実(25.4%)」「教職員への多文化共生意識の啓発(22.5%)」「母語の言葉や文化の学習(21.1%)」の順となっています。将来の不安や異なる言葉、文化の違いへの理解を求めていることが推察できます。

1 ビジョン(目指すべき将来像)

たちかわし だい じ た ぶん かきようせいすいしん ぷ ら ん び じ ょ ん め さ しょうらいぞう つぎ さだ
立川市では、第4次多文化共生推進プランのビジョン(目指すべき将来像)を、次のように定めました。

こくせき みんぞく こと ひとひと
国籍や民族などの異なる人々が、

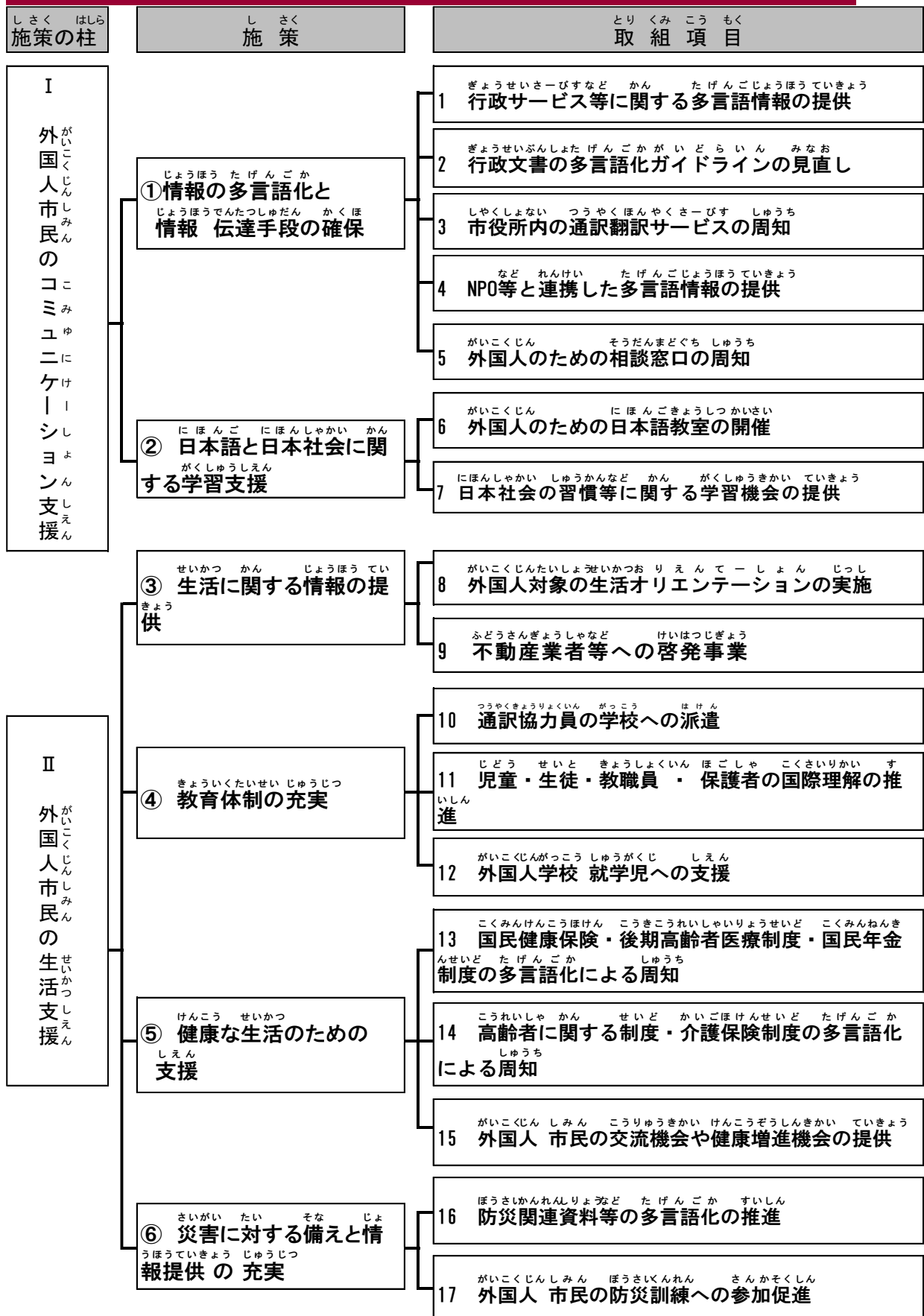
ぶん か たが そんなちよう きようせい ち い きしやかい じつげん
文化のちがいを互いに尊重し、共生する地域社会を実現します。

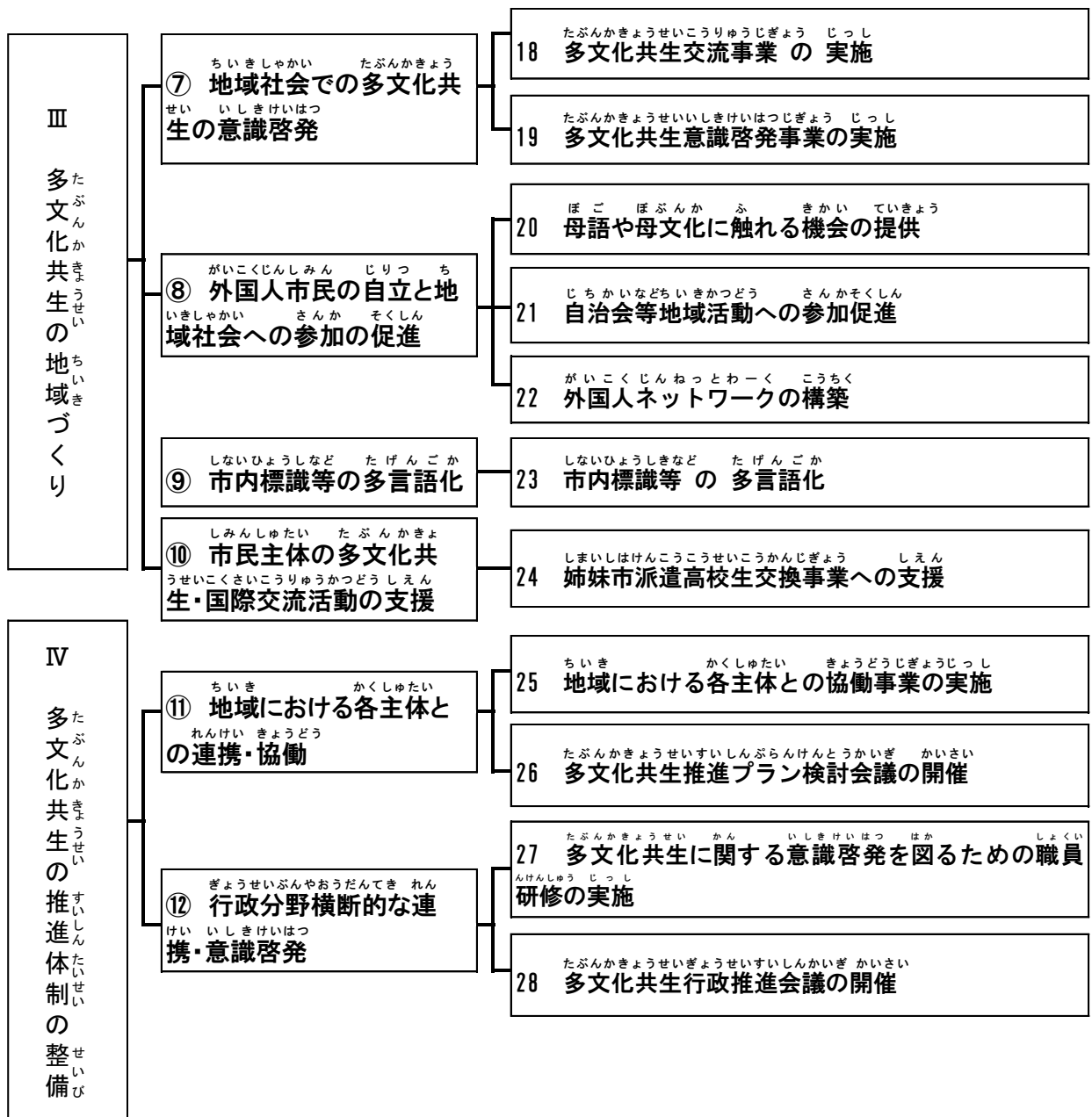
び じ ょ ん だい じ た ぶん かきようせいすいしん ぷ ら ん じょうい けいかく たちかわし だい じ ちよう き そう ぐう けいかく こう き き
このビジョンは、第4次多文化共生推進プランの上位計画である立川市第4次長期総合計画後期基

ほんけいかく し さ く た ぶん かきようせい すいしん もくてき が っ ち
本計画の施策11「多文化共生の推進」の「目的」と合致しています。

び じ ょ ん じつげん し さ く たいけい つぎ さだ
ビジョンを実現するための施策の体系を次のように定めます。

2 施策の体系





1 具体的な取組項目

本プランでは、幅広く展開するのではなく、必要・重要な施策をコンパクトにまとめることとし、施策の柱を4つ、施策を12、取組項目を28項目、具体的な事業としては33事業を挙げています。また、重点項目として、「行政情報提供方法の充実」や「行政パンフレット等の翻訳」、「外国人のための日本語教室の開催」、「防災関連資料等の多言語化」、「多文化共生交流事業」に取り組んでいきます。

なお、これらの取組項目については、今後、事業の進捗状況調査を行い、第4次多文化共生推進プラン検討会議で検証・評価を行います。

I 外国人市民のコミュニケーション支援

立川市在住の外国人市民、特に来日間もない外国人で日本語を理解できない人がおり、日本語によるコミュニケーションが困難なことによるさまざまな問題が生じることがあります。

また、世界的な日本への関心の高まりから、多言語による情報提供が必要です。さらに、できるだけ「やさしい日本語」を取り入れて、多くの情報が外国人市民へ伝わるようにします。

ここでは、施策として、「情報の多言語化と情報伝達手段の確保」と「日本語と日本社会に関する学習支援」を定め、7つの取組項目、11事業を挙げています。

主な成果指標			
外国人のための日本語教室の 受講者数（1年間の延べ人数）	平成25(2013)年度 実績値	平成30(2018)年度 実績値	令和6(2024)年度 目標値
	2,564人	3,085人	3,400人

I-① 情報の多言語化と情報伝達手段の確保

取組項目①-1 行政サービス等に関する多言語情報の提供

じぎょうめい 事業名	①-1-1	ぎょうせいじょうほうていきょうほう 行政情報提供方法の充実	じゅうてんこうもく 重点項目			
じぎょうないよう 事業内容	ほーむぺーじ たげんごか すす ホームページの多言語化を進めるとともに、プッシュ型情報提供 ほうほう じゅうじつ 方法を充実する。					
こう いてい 行程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度	れいわ ねんど 令和6(2024)年度	
しょかんか 所管課	けんとう 検討					じっし 実施
	そうごうせいさくぶこうほうか 総合政策部広報課					

事業名	①-1-2	外国人向け市ホームページの充実
事業内容	市ホームページのトップページに配置した「がいこくじんむけ情報」を充実する。	
行程	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度 令和4(2022)年度 令和5(2023)年度 令和6(2024)年度
所管課	実施 しみんせいかつぶしみんきょうどうか 市民生活部市民協働課	

じぎょうめい 事業名	①-1-3	ぎょうせいばんふれつなどほんやく 行政パンフレット等の翻訳	じゅうてんこうもく 重点項目
じぎょうないよう 事業内容	しやくしょ まどぐちなど お こそだ けんこう かんけいなど ぎょうせいばんふれつ 市役所の窓口等に置く子育てや健康、ごみ関係等の行政パンフレッ		
	と しんせいしよるいなど たんとうか いらい もと たげんご ほんやく トや申請書類等を担当課からの依頼に基づき多言語で翻訳する。		
	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度	れいわ ねんど 令和4(2022)年度
こうてい 行程	じゅうてん 実施		
しょかつか 所管課	しみんせいかつぶ しみんきょうどうか かんけいかくか 市民生活部市民協働課、関係各課		



じぎょうめい 事業名	①-1-4	がいこくじん せいかつ が い ど ぶ っ く こうしん はいふ 外国人のための生活ガイドブックの更新・配布
じぎょうないよう 事業内容	がいこくじんしみん ひつよう ぎょうせいじょうほう せいかつ る ー など しゅうち 外国人市民が必要とする行政情報や生活ルール等を周知するた め、たげんご が い ど ぶ っ く こうしん はいふ め、多言語のガイドブックを更新・配布する。	
こうてい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度
しょかつか 所管課	しみんせいかつぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課	



とくみこうもく ぎょうせいぶんしょ たげんごかがいどらいん みなお
取組項目①-2 行政文書の多言語化ガイドラインの見直し

じぎょうめい 事業名	①-2	ぎょうせいぶんしょ たげんごかがいどらいん みなお 行政文書の多言語化ガイドラインの見直し
じぎょうないよう 事業内容	たげんごか げんご ゆうせんじゅんい たげんごか げんごすうなど じょうきょう おう 多言語化する言語の優先順位、多言語化する言語数等、状況に応 じてガイドラインを見直す。	
こうてい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度 れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度	けんとう 検討 じつと 実施
しょかつか 所管課	しみんせいかつぶし しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課	

とくみこうもく しやくしよない つうやくほんやくさーびす しゅうち
取組項目①-3 市役所内の通訳翻訳サービスの周知

じぎょうめい 事業名	①-3-1	まどぐち たげんごつうやくさーびす 窓口における多言語通訳サービス
じぎょうないよう 事業内容	ほんちようまどぐちなど たげんごつうやくさーびす おこな えんかつ 本庁窓口等で、多言語通訳サービスを行い、円滑なコミュニケー ションが取れる体制を確保し、適切な行政サービスを提供する。	
こうてい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度 れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度	けんとう 検討 じつと 実施
しょかつか 所管課	しみんせいかつぶし しみんか かんけいかくか 市民生活部市民課、関係各課	

じぎょうめい 事業名	①-3-2	がいこくごたいおうきょうりょくいん かつよう つうやくほんやくきーびす 外国語対応協力員を活用した通訳翻訳サービス
じぎょうないよう 事業内容 こう 行 程 しょかんか 所管課	とうろくしよくいん こうせい がいこくごたいおうきょうりょくいん いらい ひつよう 登録職員により構成された外国語対応協力員へ依頼をして、必要 な通訳及び翻訳を行う。	
	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度
	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度
	れいわ ねんど 令和6(2024)年度	
 しみんせいかつぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課		

とりくみこうもく など れんけい たげん ごじょうほう ていきょう
取組項目①-4 NPO等と連携した多言語情報の提供

じぎょうめい 事業名	①-4	たげん ごじょうほうていきょうじぎょう つうやくほんやくほらんていあばんく 多言語情報提供事業・通訳翻訳ボランティアバンク うんえいじぎょう 運営事業
じぎょうないよう 事業内容 こう 行 程 しょかんか 所管課	こうほう おも じょうほうげん がいこくじんしみんむ じょうほう 「広報たちかわ」を主な情報源とし、外国人市民向けの情報や せいかつじょうほう ちゅうしゆつ たげんご いんさつぶつ さくせい はいふ 生活情報を抽出し、多言語での印刷物を作成・配布する。また、 つうやく は けん ほんやくいらい たいおう 通訳派遣や翻訳依頼に対応をする。	
	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度
	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度
	れいわ ねんど 令和6(2024)年度	
 しみんせいかつぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課		

とくみこうもく がいこくじん そうだんまどぐち しゅうち
取組項目①-5 外国人のための相談窓口の周知

じぎょうめい 事業名	①-5	がいこくじん 外国人のための相談窓口の周知
じぎょうないよう 事業内容	がいこくじん そうだん がいこくじんなど かん そうだん おう ひろく 外国人からの相談、外国人等に関する相談に応じていることを広く しゅうち 周知する。また、ねんいっかい、べん ごしなど、せんもんか、そうだん、おう 周知する。また、年一回、弁護士等の専門家による相談に応じる。	
こう 行	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度
てい 程		
しょかんか 所管課	しみんせいかつぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課	

I-② にほんご にほんしゃかい かん がくしゅうしえん
I-② 日本語と日本社会に関する学習支援

とくみこうもく がいこくじん にほんごきょうしつ かいさい
取組項目②-6 外国人のための日本語教室の開催

じぎょうめい 事業名	②-6-1	がいこくじん 外国人のための日本語教室の開催	じゅうてんこうもく 重点項目
じぎょうないよう 事業内容	にほんご はな こま 日本語が話せず困っている外国人に日本語や日本の習慣等を教える ことにより、な にほん せいかつじょう ふたん けいげん とく、しょう・ ことにより、慣れない日本での生活上の負担を軽減する。特に小・ ちゅうがっこう つうがく じどう せいと しえん けんとう 中学校に通学している児童・生徒の支援を検討する。 また、にほんごきょうしつ にほんご おし ほんらんていあ いくせい また、日本語教室で日本語を教えるボランティアの育成をする。		
こう 行	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度	
てい 程			
しょかんか 所管課	しみんせいかつぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課		

とくみこうもく ②-7 にほんしゃかい しゅうかんなど かん がくしゅうきかい ていきょう
取組項目②-7 日本社会の習慣等に関する学習機会の提供

じぎょうめい 事業名	②-7	たぶんかしゃかい たいおう としょかんさーびす 多文化社会に対応した図書館サービス
じぎょうないよう 事業内容	がいこく ぶんか れきしなど しりょう しゅうしゅう ていきょう にほん 外国の文化、歴史等の資料を収集し提供する。また、日本の せいかつ ぶんか しゅうかん げんごなど かん えいご ちゅうごくごなど がいこくご しりょう 生活、文化、習慣、言語等に関する英語、中国語等の外国語の資料を しゅうしゅう ていきょう たげんご さが としょかんない ひょうき 収集し提供する。多言語で探さことができるよう図書館内の表記を くふう 工夫する。	
	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度
	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度
	れいわ ねんど 令和6(2024)年度	実施
こうてい 行程	実施	
しょかつか 所管課	きょういくいいんかいきょういくぶとしょかん 教育委員会教育部図書館	

Ⅱ 外国人市民の生活支援

外国人市民が安心して生活をするため、福祉や教育、防災等の情報も重要です。ここでは、施策として「生活に関する情報の提供」等を定め、10の取組項目、11事業を挙げています。

主な成果指標			
「健康な生活のための支援」の施策	平成25(2013)年度実績値	平成30(2018)年度実績値	令和6(2024)年度目標値
で、多言語で提供できる資料件数	8件	9件	15件

Ⅱ-③ 生活に関する情報の提供

取組項目③-8 外国人対象の生活オリエンテーションの実施

事業名	③-8	市内の生活にかかわる施設の見学会実施
事業内容	市内の生活にかかわる施設（体育館や清掃工場など）をめぐり、さまざまな生活情報を提供する。	
進行	令和2(2020)年度	令和3(2021)年度
所管課	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度
	令和6(2024)年度	
	実施	
	市民生活部市民協働課	

とりくみこうもく ③-9 ふどうさんぎょうしゃなど けいはつじぎょう
取組項目③-9 不動産業者等への啓発事業

じぎょうめい 事業名	③-9	ふどうさんぎょうしゃなど けいはつじぎょう 不動産業者等への啓発事業
じぎょうないよう 事業内容	がいこくじんしみん へ や か さい ふとう さべつ う 外国人市民が部屋を借りる際、不当な差別を受けることがないよ う、ふどうさんぎょうしゃどうし あつ きかい りよう じょうほうこうかん きょうりょく う、不動産業者同士が集まる機会などを利用して情報交換や協力 いらい おこな 依頼を行う。	
こう いてい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度 れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度	けんとう 検討 じつし 実施
しょかつか 所管課	しみんせいかつぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課	

II-④ きょういくたいせい じゅうじつ
教育体制の充実

とりくみこうもく ④-10 つうやくきょうりょくいん がっこう はけん
取組項目④-10 通訳協力員の学校への派遣

じぎょうめい 事業名	④-10	つうやくきょうりょくいんせいど かつよう 通訳協力員制度の活用
じぎょうないよう 事業内容	にほんご りかい じゅうぶん じどう せいと にゅうがく さい がっこう 日本語の理解が十分でない児童・生徒が入学した際、学校からの ようぼう おう つうやくきょうりょくいん はけん じゅぎょうとう きょういくかつどう ほごしや 要望に応じて通訳協力員を派遣し、授業等の教育活動や保護者 たいおう じゅうなん しえん おこな 対応など柔軟な支援を行う。	
こう いてい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度 れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度	じつし 実施
しょかつか 所管課	きょういくいんかいきょういくぶしどうか 教育委員会教育部指導課	

とりくみこうもく ④-11 じどう せいと きょうしゅくいん ほごしや こくさいりかい すいしん
取組項目④-11 児童・生徒・教職員・保護者の国際理解の推進

じぎょうめい 事業名	④-11-1	きょうしゅくいん じどう せいと ほごしや たい たぶんかきょうせい 教職員や児童・生徒、保護者に対する多文化共生の いしきけいはつ 意識啓発
じぎょうないよう 事業内容	こくさいりかいきょういく すいしん たようぶんか たい りかい ふか きょういく 国際理解教育を推進し、多様な文化に対する理解を深める教育を じっし 実施するとともに、とりくみないよう がっこうたよ がっこうほーむぺーじなどで、 じどうほんやくきのうなど かつよう ほごしや はっしん 自動翻訳機能等を活用して保護者に発信する。	
こうてい 行程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度 れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度	検討 実施
しょかつか 所管課	きょういくいんかいきょういくぶしどうか 教育委員会教育部指導課	

じぎょうめい 事業名	④-11-2	がいこくごかつどう えいごきょういく じっし 外国語活動や英語教育の実施
じぎょうないよう 事業内容	しょうがっこう ねんせい がいこくごかつどう ねんせい がいこくご ちゅうがっこう 小学校3・4年生の外国語活動、5・6年生の外国語、中学校の えいご じかん がいこくごしどうじょしゅ えいご 英語の時間に、外国語指導助手（ALT）との英語による こみゅにけーしょんなどとお じどう せいと こくさいりかい ふか コミュニケーション等を通して、児童・生徒の国際理解を深める。 ※ALT=Assistant Language Teacher の略	
こうてい 行程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度 れいわ ねんど 令和3(2021)年度 れいわ ねんど 令和4(2022)年度 れいわ ねんど 令和5(2023)年度 れいわ ねんど 令和6(2024)年度	実施
しょかつか 所管課	きょういくいんかいきょういくぶしどうか 教育委員会教育部指導課	

とくみこうもく がいこくじんがっこうしゅうがくじ しえん
取組項目④-12 外国人学校就学児への支援

じぎょうめい 事業名	④-12	がいこくじんがっこうしゅうがくじほ じょ じぎょう 外国人学校就学児補助事業			
じぎょうないよう 事業内容	がいこくじんがっこう ざいせき しな いざいじゅう じどう せいと がいこくせきほ ごしや 外国人学校に在籍する市内在 住の児童・生徒の外国籍保護者を たいしゅう ほ じょ きん こう ふ じゅぎょうりょうなど ふたんけいげん はか 対 象に補助金を交付することにより、授 業 料等の負担軽減を図る。				
こう てい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度	れいわ ねんど 令和6(2024)年度
しょかんか 所管課	しゅつと 実施				
	しみんせいかつ ぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協 働 課				

けんこう せいかつ しえん
Ⅱ-⑤ 健康な生活のための支援

とくみこうもく こくみんけんこうほけん こうきこうれいしやいりょうせいど こくみんねんきんせいど たげんごか
取組項目⑤-13 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金制度の多言語化による

しゅうち
周知

じぎょうめい 事業名	⑤-13	こくみんけんこうほけん　こうきこうれいしやいりょうせいど　こくみんねんきんせいど 国民健康保険・後期高齢者医療制度・国民年金制度の				
		たげんごか　しゅうち 多言語化による周知				
じぎょうないよう 事業内容	たんとうかまどぐち　たげんご　ばんふれつとなど　もち　こくみんけんこう 担当課窓口で多言語によるパンフレット等を用いて、国民健康					
	ほけん　こうきこうれいしやいりょうせいど　こくみんねんきんせいど　しゅうち　はか 保険・後期高齢者医療制度・国民年金制度について周知を図る。					
	れいわ　ねんど 令和2(2020)年度	れいわ　ねんど 令和3(2021)年度	れいわ　ねんど 令和4(2022)年度	れいわ　ねんど 令和5(2023)年度	れいわ　ねんど 令和6(2024)年度	
	しゅうと 実施					
	ふくしほけんぶほけんねんきんか 福祉保健部保険年金課					

とくみこうもく とうれいしゃ かん せいど かいごほけんせいど たげんごか しゅうち
取組項目⑤-14 高齢者に関する制度・介護保険制度の多言語化による周知

じぎょうめい
事業名

⑤-14

こうれいしゃかんせいどかいごほけんせいどたげんごかしゅうち
高齢者に関する制度・介護保険制度の多言語化による周知

じぎょうないよう
事業内容

たんとうかまどぐちたげんごばんふれつなどをもちこうれいしゃかん
担当課窓口で多言語によるパンフレット等を用いて、高齢者に関する制度・介護保険制度について周知を図る。

れいわねんど
令和2(2020)年度

れいわねんど
令和3(2021)年度

れいわねんど
令和4(2022)年度

れいわねんど
令和5(2023)年度

れいわねんど
令和6(2024)年度

こうてい
行程

じつし
実施

しょかんか
所管課

ふくしほけんぶこうれいふくしかかいごほけんか
福祉保健部高齢福祉課・介護保険課



とくみこうもく がいこくじんしみん こうりゅうきかい けんこうぞうしんきかい ていきょう
取組項目⑤-15 外国人市民の交流機会や健康増進機会の提供

じぎょうめい
事業名

⑤-15

こうりゅうきかいけんこうぞうしんきかいていきょう
交流機会や健康増進機会の提供

じぎょうないよう
事業内容

にほんごじゅうぶんりかいはいこくじんりようさんか
日本語を十分に理解できない外国人でも利用あるいは参加できるよ
うに、たいいくしせつちいきがくしゅうかんふくしかいかんりようあんないほんやくなど
うに、体育施設や地域学習館、福祉会館の利用案内を翻訳する等、
じょうほうでんたつほうほうくふうこうりゅうきかいけんこうぞうしんきかいていきょう
情報伝達方法を工夫し、交流機会や健康増進機会を提供する。

れいわねんど
令和2(2020)年度

れいわねんど
令和3(2021)年度

れいわねんど
令和4(2022)年度

れいわねんど
令和5(2023)年度

れいわねんど
令和6(2024)年度

こうてい
行程

けんとう
検討

じつし
実施

しょかんか
所管課

しみんせいかつぶしみんきょうどうかさんぎょうぶんかすぽーつぶすぽーつしんこうか
市民生活部市民協働課、産業文化スポーツ部スポーツ振興課、
ふくしほけんぶふくしそむかけんこうすいしんかこうれいふくしかけんこうたんとう
福祉保健部福祉総務課・健康推進課・高齢福祉課・健康づくり担当・
ほけんねんきんかきょういくいんかいきょういくぶしょうがいがくしゅうすいしんせんたー
保険年金課、教育委員会教育部生涯学習推進センター



Ⅱ-⑥ さいがい たい そな じょうほうていきょう じゅうじつ 災害に対する備えと情報提供の充実

とりくみこうもく 取組項目⑥-16 ぼうさいかんれんしりょうなど たげんご か すいしん 防災関連資料等の多言語化の推進

じぎょうめい 事業名	⑥-16	ぼうさいかんれんしりょうなど たげんご か 防災関連資料等の多言語化				じゅうてんこうもく 重点項目
じぎょうないよう 事業内容	ぼうさい まっぶ こうずいはざーど まっぶ がいこくじんしゅみん ぼうさい て 防災マップ・洪水ハザードマップ・外国人市民のためのたちかわ防災の手					
	び など ぼうさい かん しりょう たげんご びくとぐらむ かつよう ひょうき 引き等、防災に関する資料を多言語やピクトグラムを活用しながら表記す					
	る。ひなんじょ ひょうしき かいちく さい えいごなど へいき る。避難所の標識についても改築の際は英語等を併記する。					
	※びくとぐらむ えもじ よ なん じょうほう ちゅうい しめ ※ピクトグラム＝絵文字とも呼ばれ、何らかの情報や注意を示すために					
	ひょうじ しかくきごう ひと 表示される視覚記号の一つ。					
こう てい 行程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度	れいわ ねんど 令和6(2024)年度	
	けんとう 検討		じつし 実施			
しょかつか 所管課	しゅみんせいかつぶぼうさいか しゅみんきやうどうか 市民生活部防災課・市民協働課					

とりくみこうもく 取組項目⑥-17 がいこくじんしゅみん ぼうさいくんれん さんかそくしん 外国人市民の防災訓練への参加促進

じぎょうめい 事業名	⑥-17	ぼうさいくんれんさんかそくしん 防災訓練への参加促進			
じぎょうないよう 事業内容	がいこくじんしゅみんたいけんくんれんさんか 外国人市民が体験訓練に参加しやすくするため、通訳ボランティア の訓練への参加をたちかわたぶんかきやうせいせんたーなどに依頼する。				
こうてい 行程	れいわねんど 令和2(2020)年度	れいわねんど 令和3(2021)年度	れいわねんど 令和4(2022)年度	れいわねんど 令和5(2023)年度	れいわねんど 令和6(2024)年度
しょかつか 所管課	しゅみんせいかつぶぼうさいか 市民生活部防災課				

Ⅲ 多文化共生の地域づくり

多文化共生社会の実現には、地域社会の構成員一人ひとりの多文化共生意識の向

上が不可欠です。そのためにさまざまなイベントや講座を開催します。また、地域の外国人

や国際交流関係団体の多文化共生に関する活動を支援します。ここでは施策として「地域

社会での多文化共生の意識啓発」等を定め、7つの取組項目7事業を挙げています。

主な成果指標			
多文化共生事業への参加者数	平成25(2013)年度実績値	平成30(2018)年度実績値	令和6(2024)年度目標値
(1年間の延べ人数)	343人	382人	420人
外国人にとって暮らしやすいまちであると感じている市民の割合	平成25(2013)年度実績値	平成30(2018)年度実績値	令和6(2024)年度目標値
	56.3%	65.2%	70%

Ⅲ-⑦ ちいきしやかい たぶんかきようせい いしきけいはつ 地域社会での多文化共生の意識啓発

とりくみこうもく ⑦-18 たぶんかきようせいこうりゅうじぎょう じっし 取組項目⑦-18 多文化共生交流事業の実施

じぎょうめい 事業名	⑦-18	たぶんかきょうせいこうりゅうじぎょう 多文化共生交流事業	じゅうてんこうもく 重点項目		
じぎょうないよう 事業内容	がいこくじんりゅうがくせいこうりゅうじぎょういぶんかかんこうざなどつう 外国人・留学生との交流事業、異文化に関する講座等を通じて、				
	しみんこくさいりかいたぶんかきょうせいしきこうじょうはかせかい 市民の国際理解や多文化共生意識の向上を図るとともに、「世界ふれ				
	まつりきがるがいこくじんにほんじんこみゆにけーしょん あい祭」などで気軽に外国人と日本人がコミュニケーションでき、				
	にほんじんせかいぶんかふきかいそうしゅつ 日本人が世界の文化に触れる機会を創出する。				
こうてい 行程	れいわねんど 令和2(2020)年度	れいわねんど 令和3(2021)年度	れいわねんど 令和4(2022)年度	れいわねんど 令和5(2023)年度	れいわねんど 令和6(2024)年度
	じつし 実施				
しょかつか 所管課	しみんせいかつぶしみんきょうどうか 市民生活部市民協働課				

とりくみこうもく ⑦-19 たぶんかきようせい いしきけいはつじぎょう じっし 取組項目⑦-19 多文化共生意識啓発事業の実施

じぎょうめい 事業名	⑦-19	たぶんかきょうせい いしきけいはつじぎょう 多文化共生意識啓発事業			
じぎょうないよう 事業内容	しみん こくさいりかい たぶんかきょうせい いしき こうじょう はか 市民の国際理解や多文化共生意識の向上を図るため、講演会や しんぽじう むなど おお しみん さんか じぎょう おこな シンポジウム等、多くの市民が参加できる事業を行う。				
こうてい 行程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度	れいわ ねんど 令和6(2024)年度
しょかつか 所管課	しみんせいかつぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協働課				

Ⅲ-⑧ 外国人市民の自立と地域社会への参加の促進

取組項目⑧-20 母語や母文化に触れる機会の提供

じぎょうめい 事業名	⑧-20		ぼ ご ぼ ぶん か ふ き かい てい きょう 母語や母文化に触れる機会の提供		
	がいこくじんじどう せいと にほんじんじどう せいと いっしょ たが ぼ ご 外国人児童・生徒が、日本人児童・生徒と一緒に互いの母語や				
	ぼ ぶん か し き かい てい きょう しょう ちゅうがっこう しゃかい か 母文化について知る機会を提供する。小・中学校では社会科の				
	じゅぎょう まな たぶん か きょうせい かんれん じぎょう じどう せいと さんか じぎょう 授業で学び、多文化共生関連事業では児童・生徒も参加できる事業				
	おこな を行う。				
こう てい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度	れいわ ねんど 令和6(2024)年度
	じつ じ 実施				
しょう かんか 所管課	しみんせい かつぶ し みんきょうどう か きょういく いんかい きょういくぶ じどう か しょうがいがく しゅうすい せん た ー 市民生活部市民協働課、教育委員会教育部指導課・生涯学習推進センター				

取組項目⑧-21 自治会等地域活動への参加促進

じぎょうめい 事業名	⑧-21		じちかいなどちいきかつどう 自治会等地域活動への参加促進		さんかそくしん	
じぎょうないよう 事業内容	じちかいれんごうかいとおちらしかいらんはいふおこなちいきじゅうみん 自治会連合会を通してチラシの回覧や配布を行い、地域住民が					
	がいこくじんしみんこえ 外国人市民に声をかけるきっかけづくりをし、外国人市民の自治会等					
	ちいきかつどうさんかうなが 地域活動への参加を促す。					
こう 行	れいわねんど 令和2(2020)年度	れいわねんど 令和3(2021)年度	れいわねんど 令和4(2022)年度	れいわねんど 令和5(2023)年度	れいわねんど 令和6(2024)年度	
	じつし 実施					
しょかかんか 所管課	しみんせいかつぶしみんきょうどうか 市民生活部市民協働課					

とくみこうもく ⑧-22 がいこくじん ネットワーク 構築
取組項目⑧-22 外国人ネットワークの構築

じぎょうめい 事業名	⑧-22	がいこくじん ね つ と わ ー く し え ん ほ う ほ う けんとう 外国人のネットワークへの支援方法の検討				
じぎょうないよう 事業内容	ち い き だ ん た い れ ん け い じ し ゅ て き ね つ と わ ー く こ う ち く 地域団体が連携して自主的にネットワークの構築ができるよう、 し え ん ほ う ほ う けんとう 支援方法の検討をする。					
こう てい 行 程	れい わ ね ん ど 令和2(2020)年度	れい わ ね ん ど 令和3(2021)年度	れい わ ね ん ど 令和4(2022)年度	れい わ ね ん ど 令和5(2023)年度	れい わ ね ん ど 令和6(2024)年度	
しょうかんか 所管課	けんとう 検討					
	しみんせい かつ ぶ し み ん き ょ う ど う か 市民生活部市民協働課					

Ⅲ-⑨ しなひょうしきなど たげんごか
市内標識等の多言語化

とくみこうもく ⑨-23 しなひょうしきなど たげんごか
取組項目⑨-23 市内標識等の多言語化

事業名	⑨-23		市内標識等の多言語化の推進							
	市内に設置してある公共サインや道路標識等を、更新の際に英語									
	をはじめとした多言語のほか、ピクトグラムを活用して表記する。									
	※ピクトグラム=絵文字とも呼ばれ、何らかの情報や注意を示すため									
	に表示される視覚記号の一つ。									
事業内容	令和2(2020)年度		令和3(2021)年度		令和4(2022)年度		令和5(2023)年度		令和6(2024)年度	
	実施									
所管課	総合政策部企画政策課、まちづくり部交通対策課・道路課									

Ⅲ-⑩ 市民主体の多文化共生・国際交流活動の支援

とくくみこうもく しまい し はけんこうこうせいこうかんじぎょう しえん
取組項目⑩-24 姉妹市派遣高校生交換事業への支援

じぎょうめい 事業名	⑩-24	はけんこうこうせいこうかんほ じょじぎょう 派遣高校生交換補助事業			
じぎょうないよう 事業内容	たちかわ きんぱーなでいのしまいしいんかい おこな はけんこうこうせいこうかんじぎょう 立川・サンバーナディノ姉妹市委員会が行 う派遣高校生交換事業に たい ほじょきん こうふ ほんじぎょう しえん おこな 対し、補助金を交付することにより、本事業の支援を行 う。				
こう いてい 行 程	れいわ ねんど 令和2(2020)年度	れいわ ねんど 令和3(2021)年度	れいわ ねんど 令和4(2022)年度	れいわ ねんど 令和5(2023)年度	れいわ ねんど 令和6(2024)年度
しょかつか 所管課	しゅつと 実施				
	しみんせいかつ ぶ しみんきょうどうか 市民生活部市民協 働 課				

IV 多文化共生の推進体制の整備

本市における多文化共生施策は、所管課のみでは成し得るものではなく、庁内で組織横断的に取り組むことが必要です。横断的な連携・調整を行い、各部局の連携を図ります。

ここでは、施策として「地域における各主体との連携・協働」「行政分野横断的な連携・意識啓発」を定め、4つの取組項目、4事業を挙げています。

おも せいかしひょう 主な成果指標			
やさしい日本語でチラシや申請書 を作成している部局の数	へいせい ねんど じっせきち 平成25(2013)年度 実績値	へいせい ねんど じっせきち 平成30(2018)年度 実績値	れいわ ねんど もくひょうち 令和(2024)6年度 目標値
	—	—	30課

IV-⑪ 地域における各主体との連携・協働

取組項目⑪-25 地域における各主体との協働事業の実施

事業名

⑪-25

地域における各主体との協働事業の実施

事業内容

防災等外国人に必要なテーマを設定し、たちかわ多文化共生センター

一、立川国際友好協会等が連携して協働事業が行えるよう支援をする。各主体の連携を深めるとともに協働事業について周知を図る。

行 程

令和2(2020)年度	令和3(2021)年度	令和4(2022)年度	令和5(2023)年度	令和6(2024)年度
-------------	-------------	-------------	-------------	-------------

実施

所管課

市民生活部市民協働課、教育委員会教育部生涯学習推進センター

とくみこうもく ⑪-26 たぶんかきょうせいすいしんぶらんけんとうかいぎ かいさい
取組項目⑪-26 多文化共生推進プラン検討会議の開催

じぎょうめい
事業名

⑪-26

たぶん かきょうせいすいしんぶらん けんとうかいぎ かいさい
多文化共生推進プラン検討会議の開催

じぎょうないよう
事業内容

だい じ たぶん かきょうせいすいしんぶらん さくていご ぶらん しんちよくじょうきょう かくにん
第4次多文化共生推進プラン策定後に、プランの進捗状況を確認し、

いけん と し ていしゅつ かいぎ がいこくじんとう じしゃ
意見を取りまとめて、市に提出するための会議として、外国人当事者や

しみん こくさいこうりゅうかんけいだんたいかんけいしゃ ちいきだんたいかんけいしゃなどたよう ひと いいん
市民、国際交流関係団体関係者、地域団体関係者等多様な人たちを委員に

たぶん かきょうせいすいしんぶらん けんとうかいぎ かいさい
多文化共生推進プラン検討会議を開催する。

こうてい
行程

れいわ ねんど
令和2(2020)年度

れいわ ねんど
令和3(2021)年度

れいわ ねんど
令和4(2022)年度

れいわ ねんど
令和5(2023)年度

れいわ ねんど
令和6(2024)年度

じつし
実施

しょかつか
所管課

しみんせいかつ ぶ しみんきょうどうか
市民生活部市民協働課

IV-⑫ ぎょうせいぶんやおうだんてき れんけい いしきけいはつ
行政分野横断的な連携・意識啓発

とくみこうもく ⑫-27 たぶんかきょうせい かん いしきけいはつ はか しょくいんけんしゅう じっし
取組項目⑫-27 多文化共生に関する意識啓発を図るための職員研修の実施

じぎょうめい 事業名	⑫-27	しょくいんけんしゅうじぎょう 職員研修事業			
じぎょうないよう 事業内容	きぼうしゃたいしやうがいこくごしゅうとくはかつうしんきょういくけんしゅう 希望者を対象に、外国語の習得を図るための通信教育研修を じっし　たぶんかきょうせい　いしきけいはつ　にほんご　まな 実施する。また、多文化共生の意識啓発ややさしい日本語などを学ぶ ちやうないけんしゅう　じっし 庁内研修を実施する。				
こうてい 行程	れいわねんど 令和2(2020)年度	れいわねんど 令和3(2021)年度	れいわねんど 令和4(2022)年度	れいわねんど 令和5(2023)年度	れいわねんど 令和6(2024)年度
しょかつか 所管課	ぎやうせいかんりぶじんじかしみんせいかつぶしみんきょうどうか 行政管理部人事課、市民生活部市民協働課				

とくみこうもく ⑫-28 たぶんかきょうせいぎょうせいすいしんかいぎ かいさい
取組項目⑫-28 多文化共生行政推進会議の開催

じぎょうめい 事業名	⑫-28	たぶんかきょうせいぎょうせいすいしんかいぎかいさい 多文化共生行政推進会議の開催				
じぎょうないよう 事業内容	たぶんかきょうせいしさくすいしんはかかんれんぶしよしよくいんちやうない 多文化共生施策の推進を図るため、関連部署の職員による庁内					
	かいぎかいさい 会議を開催する。					
	れいわねんど 令和2(2020)年度	れいわねんど 令和3(2021)年度	れいわねんど 令和4(2022)年度	れいわねんど 令和5(2023)年度	れいわねんど 令和6(2024)年度	
こうてい 行程	実施					
しよかんか 所管課	しみんせいかつぶしみんきやうどうか 市民生活部市民協働課					

しりょう
資料 1

たちかわしがいじゅうがいこくじんいこうちようさけっか ばっすい
立川市在 住外国人意向調査結果（抜粋）

ほんぶらんさくてい きそしりょう しながいじゅうがいこくじん せいかつじょう もんだいてんなど はあく こんご
本プラン策定のための基礎資料として、市内在住外国人の生活上の問題点等を把握し、今後の

たちかわし たぶんかきようせいしきく はんえい がいこくじんなど く めざ もくてき
立川市の多文化共生施策に反映させ、外国人等が暮らしやすいまちづくりを目指すことを目的に、

たちかわしがいじゅうがいこくじんいこうちようさ じっし
立川市在 住外国人意向調査を実施しました。

ちようさこうもく こくせき ねんだい たいざいきかん ひつよう じようほう ぎようせいさーびす かん など ぜんもん
調査項目は、国籍、年代、滞在期間、必要な情報、行政サービスに関すること等、全44問です。

いこうちようさ がいよう ちようさけっか ばっすい い か ほんちようさ ほうこくしょ しほーむぺーじ し
意向調査の概要と調査結果の抜粋は以下のとおりです。本調査の報告書は、市ホームページや市

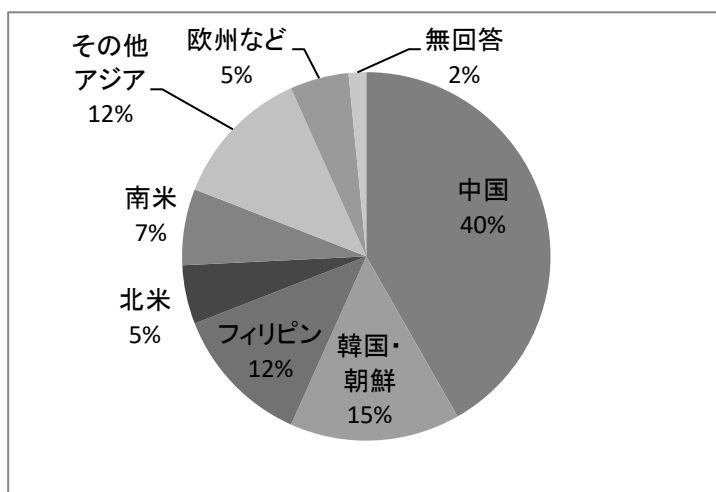
としょかん らん
図書館でご覧いただけます。

ずひようし いこうちようさ がいよう
図表資-1 意向調査の概要

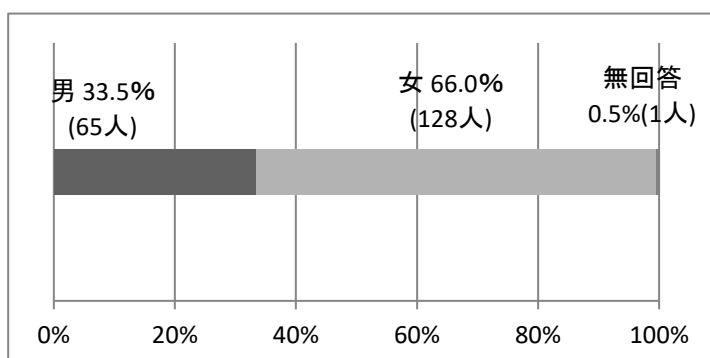
き かん 期 間	へいせい ねん がつ へいせい ねん がつ 平成30年10月～平成30年12月
たい しょう しゃ 対 象 者	しながいじゅう がいこくじんしみん にん へいせい ねん がつ にちげんざい 市内在 住の外国人市民4,114人(平成30年10月1日現在)
ちよう さ ひよう 調 査 票	にほんご るびつ えいご ちゅうごくご かんこく ちようせんご 日本語（ルビ付き）、英語、中国語、韓国・朝鮮語

ちようさほうほう 調 査 方 法	ゆうそう ちようさ 郵送による調査	めんせつ ちようさ 面接による調査
ひよう ほん すう 標 本 数	じゅうみんきほんだいちよう さいいじよう 住 民 基 本 台 帳 より、18歳以上 の がいこくじん にん むさく いちゅうしゅつ 外国人1,000人を無作為 抽 出	にん にほんごきょうしつ にん 30人（日本語教 室 20人、そ た にん の他10人）
き かん 期 間	へいせい ねん がつ にち 平成30年11月14日～ へいせい ねん がつ にち 平成30年11月28日	へいせい ねん がつ にち 平成30年10月4日～ へいせい ねん がつ にち 平成30年12月28日
かい しゅう すう 回 収 数	164	30
	ごうけい 合 計 194	

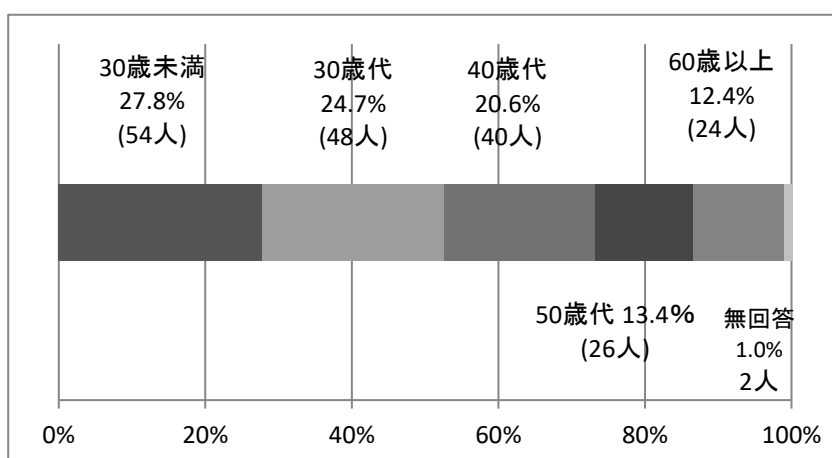
ずひょうし かいとうしゃ こくせき
図表資-2 回答者の国籍



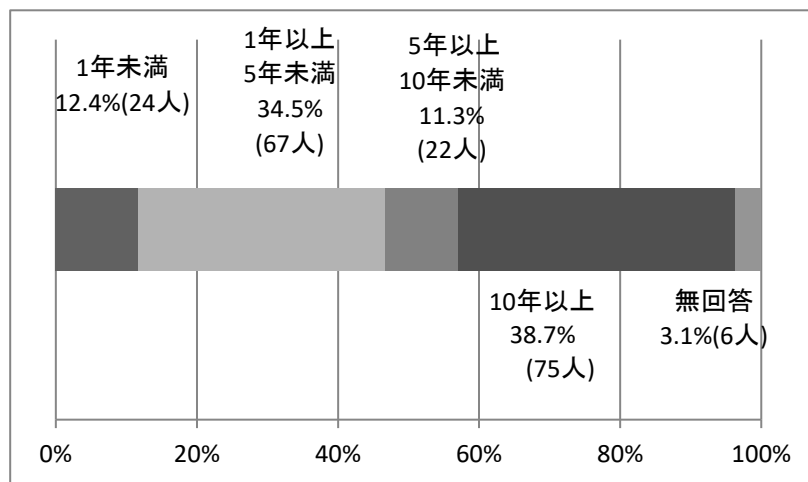
ずひょうし かいとうしゃ せいべつ
図表資-3 回答者の性別



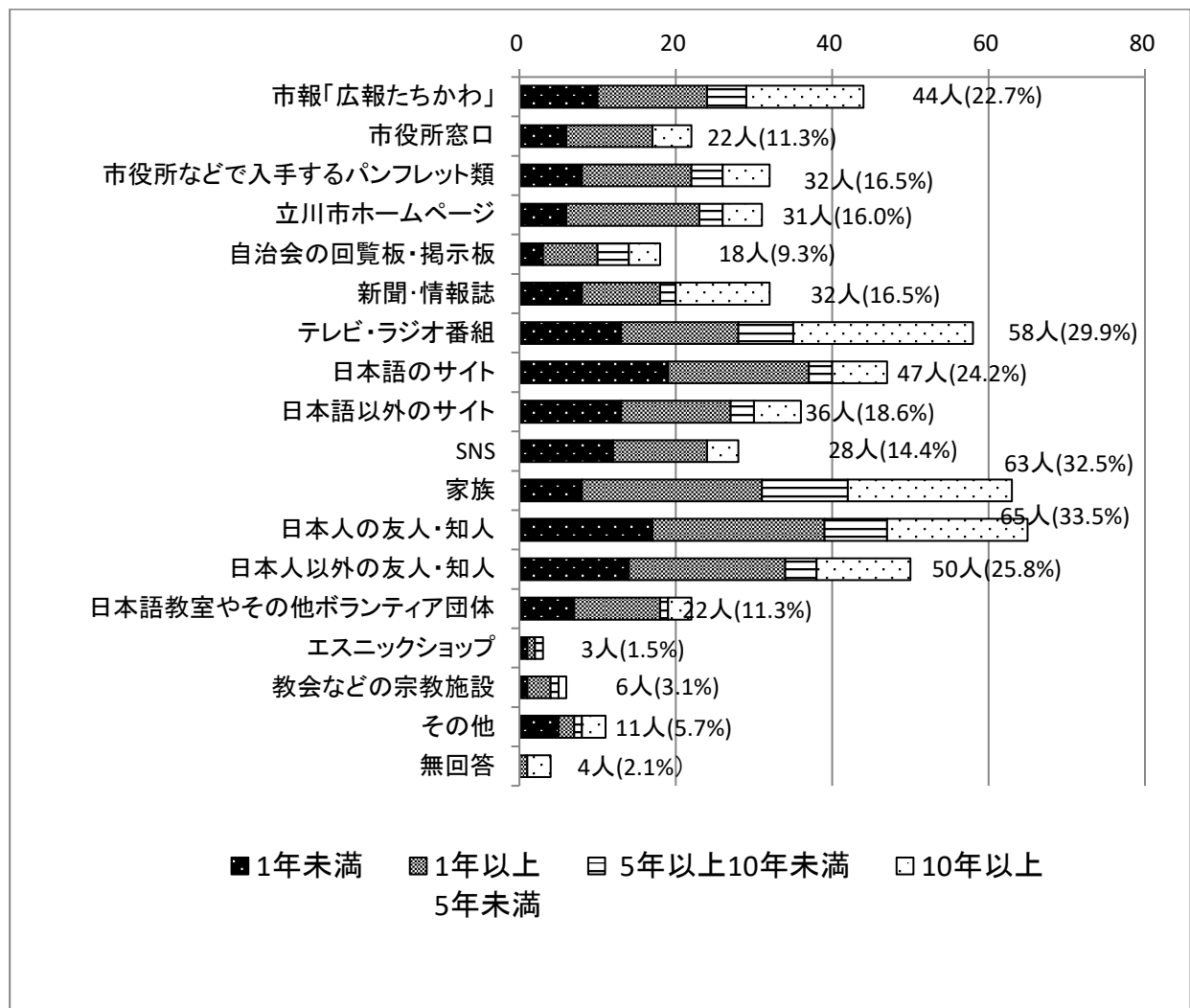
ずひょうし かいとうしゃ ねんだい
図表資-4 回答者の年代



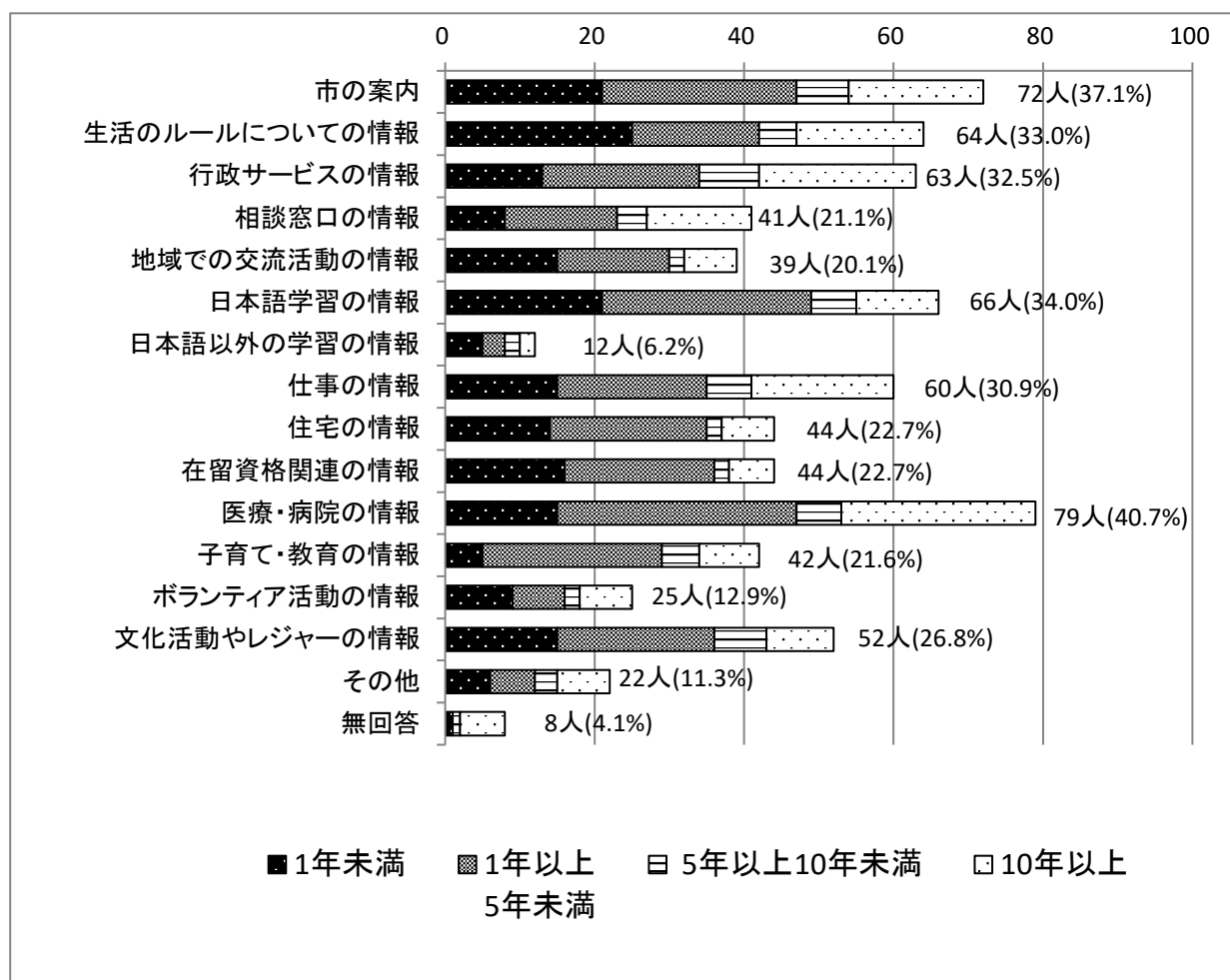
ずひょうし らいにち
図表資-5 来日してからどれくらいか



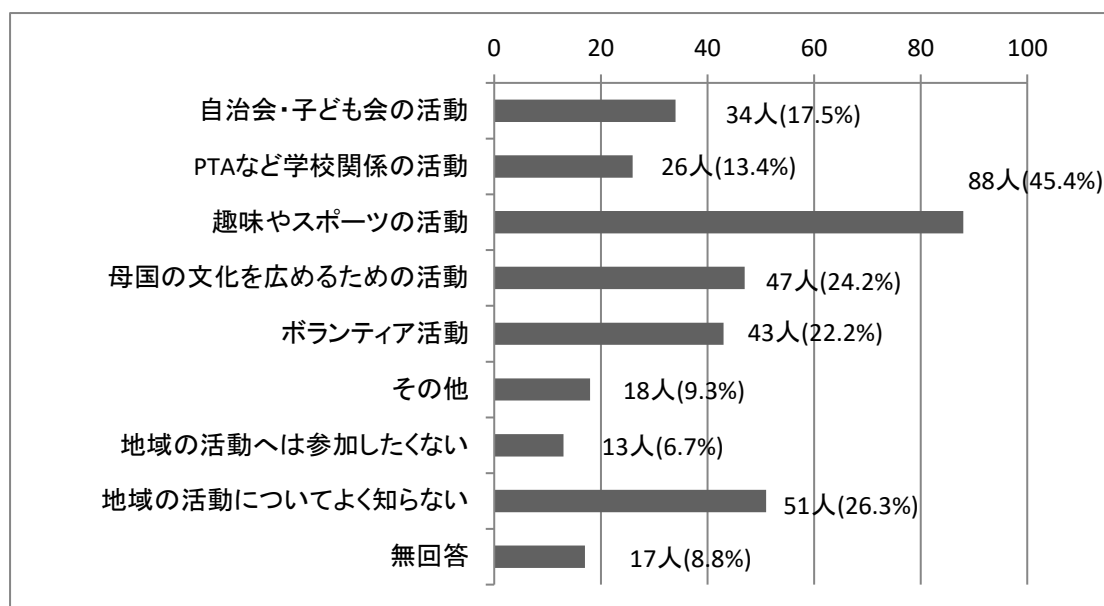
ずひょうし にちじょうせいいかつ かん じょうほう え せんたく
図表資-6 日常生活に関する情報をどこから得ているか(あてはまるものをすべて選択)



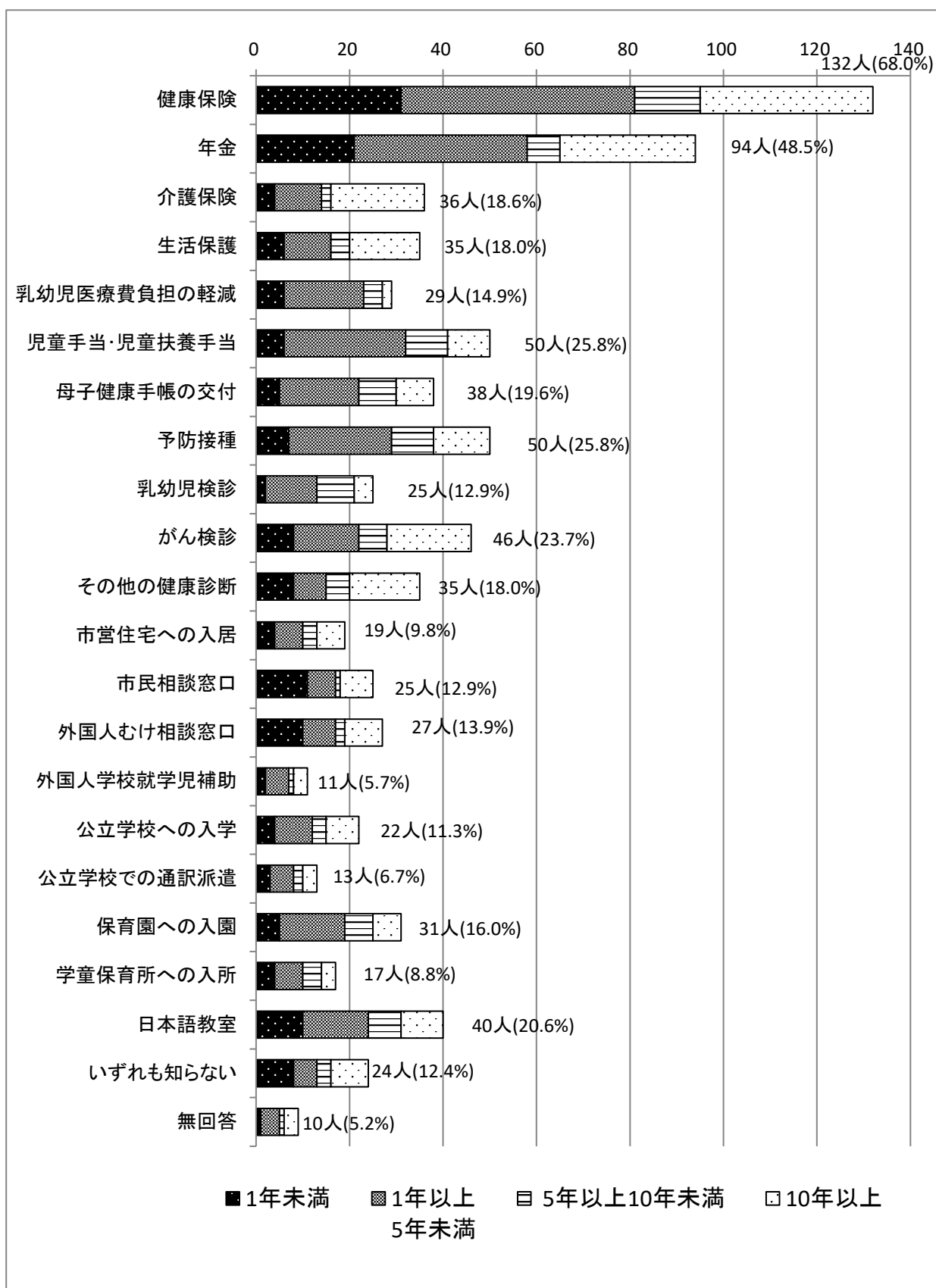
ずひょうし じょうほう ひつよう せんたく
図表資-7 どのような情報が必要か(5つまで選択)



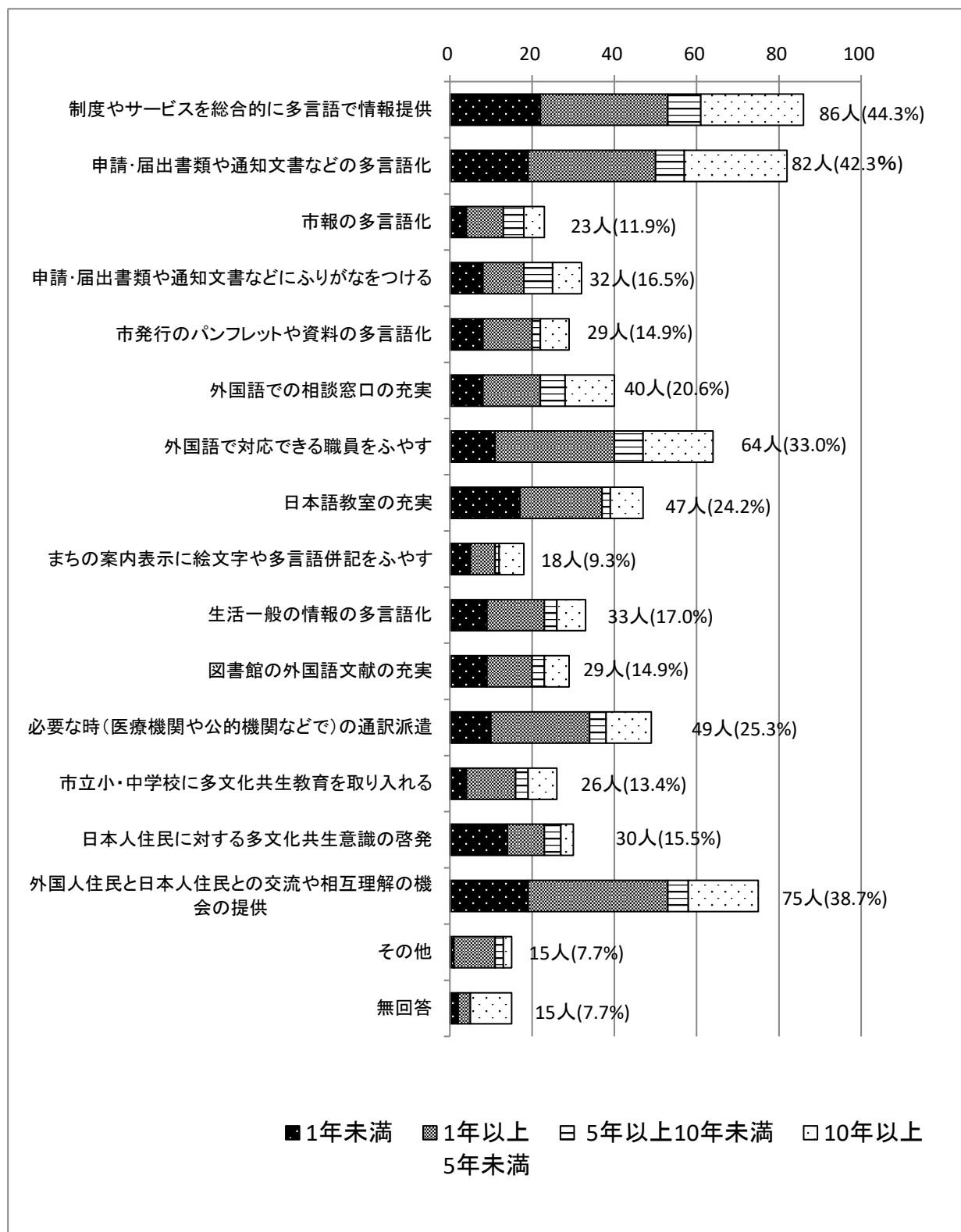
ずひょうし ちいき かつどう さんか せんたく
図表資-8 地域のどのような活動に参加したいか(あてはまるものをすべて選択)



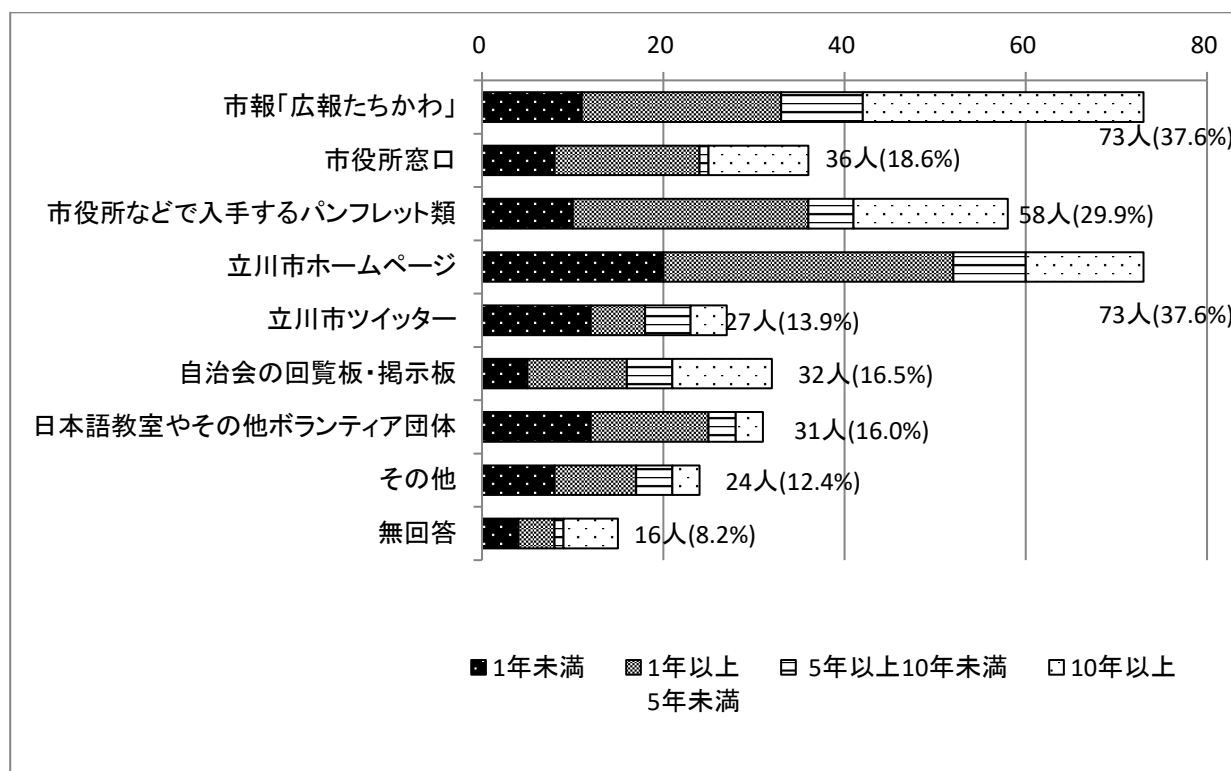
図表資-9 知っている行政サービスや制度は何か(あてはまるものをすべて選択)



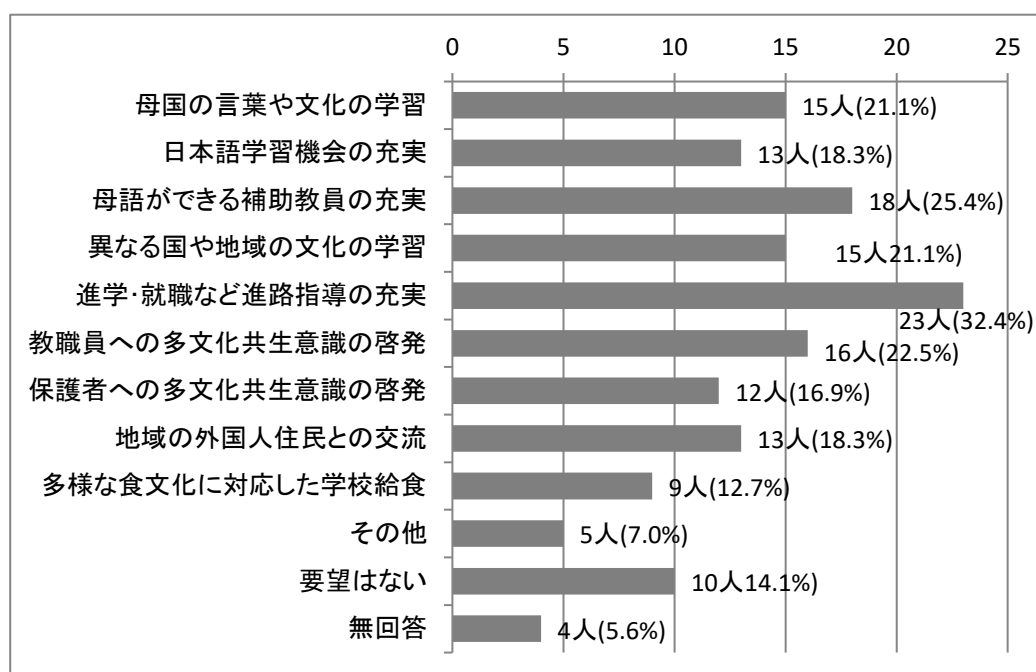
図表資-10 行政サービスの中で立川市に要望したいことは何か(5つまで選択)



図表資-11 立川市の行政サービスの情報をどのように発信してほしいか(あてはまるものをすべて選択)



図表資-12 子どものいるまたは子どものいた人の場合、日本の小学校・中学校に要望したいことは何か(3つまで選択)



たちかわしだい じ た ぶ ん か き ょ う せ い す い し ん ぶ ら ん け ん と う か い ぎ せ つ ち ょ う こ う
立川市第4次多文化共生推進プラン検討会議設置要綱

(設置)

第1条 立川市第4次多文化共生推進プラン（令和2年4月から令和7年3月までの5か年計画。以下「プラン」という）策定にあたり、市における多文化共生の展望を見据えながら、推進していくべきプランについて検討し、及びプランに掲げる施策について必要な事項を協議するため、立川市第4次多文化共生推進プラン検討会議（以下「検討会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会議は、次の各号に掲げる事項について検討する。

- (1) 立川市第4次多文化共生推進プランへの提言に関すること。
- (2) プランに掲げる施策の具体的な展開に関すること。
- (3) プランに掲げる施策の検証及び評価に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会議は、委員13人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者 1人
 - (2) 公募市民（外国人） 4人以内
 - (3) 公募市民（日本人） 4人以内
 - (4) 関係市民団体等から推薦を受けた者 4人以内
- 2 前項第2号に掲げる外国人には、国籍法（昭和25年法律第147号）第4条第1項の規定により日本国籍を取得した者を含めることができる。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、委嘱の日から令和3年3月末日までとする。

(会長及び副会長)

第6条 検討会議に会長1人及び副会長2人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 検討会議は、会長が招集する。

- 2 検討会議は、委員の定数の半数以上の者が出席しなければ開催することができない。
- 3 検討会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 検討会議は、公開とする。ただし、検討会議の決定により、公開しないことができる。
- 5 検討会議は、原則として日本語により行うものとする。

(資料の提出等)

第8条 検討会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に資料の提出又は出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(謝礼及び記念品)

第9条 委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第10条 検討会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は、市民生活部部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月5日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

たちかわしだい じ た ぶ ん か きょうせいすいしん ぶ ら ん けんとうかいぎいんめいぼ
立川市第4次多文化共生推進プラン検討会議委員名簿

かいちょう かいちよう
◎会長 ○副会長

	く ぶ ん 区 分	し め い 氏 名	ふりがな
1	こくりつこくごけんきゅうじょ 国立国語研究所 に ほ ん ご きょういくけんきゅうりょういき 日本語教育研究領域 じゅんきょうじゅ 准教授	◎野山 広	のやま ひろし
2	しみんこうぼ 市民公募	王 茜	おう せん
3	たちかわこくさいゆうこうきょうかいすいせん 立川国際友好協会推薦	竈土 愛浪	かまつち まなみ
4	た ぶ ん か きょうせい セ ン タ ー たちかわ多文化共生センター すいせん 推薦	○倉八 順子	くらはち じゅんこ
5	しみんこうぼ 市民公募	嶋津 隆文	しまづ りゅうぶん
6	たちかわさいがい ぼ ら ん て い あ 立川災害ボランティア ね っ と わ ー くすいせん ネットワーク推薦	杉田 理恵	すぎた りえ
7	しみんこうぼ 市民公募	鈴木 美智子	すずき みちこ
8	しみんこうぼ 市民公募	関口 葉子	せきぐち ようこ
9	しみんこうぼ 市民公募	鄧 輝	でん ふい
10	しみんこうぼ 市民公募	橋本 美香	はしもと みか

おんじゅん
(50音順)

たちかわしだい じ た ぶ ん か きょうせいすいしん ぶ ら ん けんとうかいぎ かいぎについて かいさいばしょおよ
立川市第4次多文化共生推進プラン検討会議会議日程、開催場所及び

おも ぎだい
主な議題

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ はん じょせいそうごう せ ん た ー だい かいぎしつ
第1回 令和元年5月30日（木）午後6時半 女性総合センター第2会議室

ぎだい
議題： 1. いいんいしょくじれいこうふ
委員委嘱辞令交付

2. さんぎょう ぶん か ぶちょうあいさつ
産業文化スポーツ部長挨拶

3. いいんしょうかい
委員紹介

4. かいちょう ふくかいちょうせんにな
会長、副会長選任

5. かい ぎ こうかい
会議の公開について

6. たちかわしだい じ た ぶ ん か きょうせいすいしん ぶ ら ん
立川市第4次多文化共生推進プランについて

7. たちかわしだい じ た ぶ ん か きょうせいすいしん ぶ ら ん
立川市第3次多文化共生推進プランについて

8. た
その他

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ こ ども みらい せ ん た ー かいぎしつ
第2回 令和元年6月20日（木）午後7時 子ども未来センター102会議室

ぎだい
議題： 1. ていげんしょ
提言書について

2. た
その他

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ じょせいそうごう せ ん た ー だい かいぎしつ
第3回 令和元年7月25日（木）午後7時 女性総合センター第1会議室

ぎだい
議題： 1. ていげんしょ
提言書について

2. た
その他

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ こ ども みらい せ ん た ー かいぎしつ
第4回 令和元年9月19日（木）午後7時 子ども未来センター102会議室

ぎだい
議題：1. 提言書^{ていげんしょ}について

2. その他^た

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ じょせいそうごう せ ん た ー だい がくしゅうしつ
第5回 令和元年10月10日（木）午後7時 女性総合センター第1学習室

ぎだい
議題：1. 提言書^{ていげんしょ}について

2. その他^た

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ じょせいそうごう せ ん た ー だい かいぎしつ
第6回 令和元年10月31日（木）午後7時 女性総合センター第1会議室

ぎだい けんとうかい ぎていげんしょ あん
議題：1. 検討会議提言書(案)について

2. その他^た

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ じょせいそうごう せ ん た ー だい がくしゅうしつ
第7回 令和元年11月14日（木）午後7時 女性総合センター第2学習室

ぎだい けんとうかい ぎていげんしょ あん
議題：1. 検討会議提言書(案)について

2. その他^た

だい かい れいわがんねん がつ にち もく ご ご じ じょせいそうごう せ ん た ー だい かいぎしつ
第8回 令和元年11月28日（木）午後7時 女性総合センター第2会議室

ぎだい けんとうかい ぎていげんしょ あん
議題：1. 検討会議提言書(案)について

2. その他^た

たちかわした ぶん かきょうせいぎょうせいすいしんかいぎようこう
立川市多文化共生行政推進会議要綱

(設置)

第1条 立川市における多文化共生を推進するため、立川市多文化共生行政推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 多文化共生の推進に関すること。
- (2) 行政の国際化に関すること。
- (3) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進会議は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市民生活部長を充て、副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員は、別表に定める職員を充てる。

(職務)

第4条 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、会長が招集し、会長が議長を務める。

(専門部会)

第6条 推進会議は、多文化共生に係る調査及び研究をするため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、座長及び部員若干人をもって組織する。
- 3 部員は、主事の職にあるもののうちから会長が指名する。
- 4 座長は、部員のうちから互選により選出する。

(関係職員の出席等)

第6条の2 推進会議及び専門部会は、必要があると認めたときは、関係職員の出席又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 推進会議及び専門部会の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、市民生活部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成2年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年4月9日から施行する。

附 則

この要綱は、平成6年5月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

総合政策部企画政策課長、総合政策部広報課長、行政管理部総務課長、市民生活部市民課長、市民生活部防災課長、市民生活部市民協働課長、福祉保健部福祉総務課長、教育委員会事務局教育部指導課長及び教育委員会事務局教育部生涯学習推進センター長

たちかわしたぶん かきょうせいぎょうせいすいしんかいぎ かいぎについて かいさいばしょおよ おも ぎだい
立川市多文化共生行政推進会議会議日程、開催場所及び主な議題

れいわがんねん がつ にち すい ごぜん じ ふん し やくしょ かいぎしつ
令和元年12月18日（水）午前10時00分 市役所202会議室

ぎだい
議題： 1. たちかわしだい じ たぶん かきょうせいすいしん ぷらん そあん
立川市第4次多文化共生推進プラン(素案)について

かくこうもくとうぎ
2. 各項目討議

たちかわしだい じ た ぶ ん か きょうせいすいしん ぷ ら ん
立川市第4次多文化共生推進プラン

れい わ ねん がつはっこう
令和2(2020)年6月発行

はっこう たちかわし
発行 立川市

〒190－8666

とうきょうとたちかわしいずみちよう ばん ち
東京都立川市 泉 町 1156番地の9

でんわ だいひよう
電話 042-523-2111(代表)

FAX 042-527-8074

ほ ー む ぺ ー じ
ホームページ <http://www.city.tachikawa.lg.jp/>

へんしゅう し み ん せい かつ ぶ し み ん きょう どう か
編集 市民生活部市民協働課